

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

決算特別委員会会議録(5) (15.3定)			
日 時	平成15年10月9日(木)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 4時53分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	前田委員長、佐々木(勝)副委員長、大橋・大畠・菊地・吹田・ 成田・小前・新谷・見楚谷・秋山・佐藤 各委員		
説 明 員	市長、木野下・久末両監査委員、助役、収入役、教育長、水道局長、 総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・ 港湾・学校教育・社会教育各部長、樽病事務局長、保健所長、 消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、新谷委員、秋山委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

森井委員が大畠委員に、佐々木茂委員が小前委員に、高橋委員が秋山委員に、斉藤陽一郎委員が佐藤委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

この際、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

（市民）市民センター館長

市民センターの使用料の関係についてでございます。昨日の委員会におきまして、新谷委員から質問のありました市民センターの会議室使用料について、答弁の内容に事実関係と異なる点がありましたので、訂正をさせていただきます。

昨日の発言では、仮押さえの段階でキャンセル料を徴収していない旨の答弁をいたしましたでしたが、再度調査をしてみました結果、一部のケースで徴収をした事実があることが判明いたしましたので、還付の措置をとることといたします。このケースは、利用者の便宜を図るため、例外による仮申込みを正式な受付としたために発生したものであり、今後は市民センター条例施行規則に基づき、使用申請書の提出があった時点をもって正式な受付とし、使用料を納入していただくことといたします。今後も市民センターの受付業務に当たりましては、適正な執行に努めてまいります。

委員長

それでは、これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、民主党・市民連合、共産党、自民党、公明党、れいめいの会、市民クラブの順といたします。

それでは、民主党・市民連合。

佐々木（勝）委員

不用額について

これまで、6日から今日まで、この決算特別委員会で質問させていただきましたけれども、今日は最終日でありますので、決算の問題一本に絞って質問いたします。

特に、不用額の問題をこの間から質問いたしました。その結果、何点かわかったことがございます。その一つが、小樽市の場合は、20億1,300万円の不用額があったと。そのうちの大きいものは各種の貸付金、それから各会計への繰出金、それから生活扶助費、そして工事の施工段階における不用額、それから管理経費であったということですが、この点については間違いありませんか。

（財政）財政課長

不用額の主な要因でございますが、委員がご指摘のとおりでございますが、14年度の貸付金は、一般会計で全体では120億円程度、扶助費も120億円程度、繰出金も95億円程度と総規模が大きく、年度未まで執行があるため、それらの金額が多くなっているものと思っております。

佐々木（勝）委員

一部、除雪費のところでも触れたのですけれども、流用等の問題も取り上げていたのですけれども、この点についてはどうですか。

（財政）財政課長

本年のように厳しい財政状況の中では、例年工事の入札の不用額や管理経費の不用額については、若干他の事情が発生したときには、流用などに対応していたわけでございます。14年度にしましては、除雪費においては若干足りなかったため、それらの経費を回しましたが、そのほかについては流用をすることなく、不用額として残すようにして経費の節減に努めたところでございます。

佐々木（勝）委員

大抵こういう問題は、小樽市と並ぶ10市と申しますか、そういうところと比べてどうなのかということで、全道的な動きと申しますか、道内の他都市と申しますか、その辺の状況がわかりますか、わかれば教えてください。

（財政）財政課長

道内の10万人以上の都市で申し上げますと、14年度小樽市の場合は予算現額に対する決算の不用額は、2.9パーセントでございます。同じく札幌市が0.3パーセント、旭川市が5.6パーセント、函館市が3.2パーセント、釧路市が0.4パーセント、帯広市が0.4パーセント、苫小牧市が1.4パーセント、江別市が1.3パーセント、北見市が0.5パーセント、室蘭市が1.6パーセントでございます。この10市の平均でございますが、1.8パーセントとなっております。

佐々木（勝）委員

道内の10市と比べて、不用額の比率が高いという、この辺については、どう分析していますか。

（財政）財政課長

確かに、10市の平均が1.8パーセントでございますので、小樽市の今年度の2.9パーセントは若干高いのかなと思っておりますが、各市、不用額が出る理由はさまざまにあると思うのです。小樽市につきましては、前段ご質問の中で答弁申し上げましたとおり、特に小樽市の場合、貸付金が一般会計の規模700億円程度に対して、120億円というかなり大きな額を示しております。これはひとつ小樽市の特徴的なところかなと思っておりますので、そういう財政構造による原因があるのかなという認識をしております。

佐々木（勝）委員

一般的に言われる考えで、市民は小樽市の懐というものが意外とわからない。今回、その内容がわかったのですね。できれば、その比率が小さくなればなるほどいいという評価をするのか、その辺のところは今後の課題というふうに私も受け止めておきたいと思っております。

そこで、細かい質問というわけではないのですが、今まで、いろいろな言い方をするわけですが、専門用語で考えると財政構造だとか、いろいろな言葉を使って、予算と決算ということになりますけれども、そこで今回の決算などを踏まえて、これから組むところの予算編成であるとか、それからそれに向けての予算シフトという観点から、今後どのように取り組んでいくのかということについて、何点が聞いていきます。

14年度決算結果の生かし方について

まず一つは、今まで決算特別委員会と予算特別委員会がありますけれども、私は重要なものは決算特別委員会だろうと考えています。そういう意味からすれば、事後評価と申しますか、ここをしっかりとやるのが近々の課題であるし、これからの取り組む大きな問題だというふうに思います。事後評価である決算をしっかりと受け入れし、継承することで次の予算にそれを反映していけると、こういうことだろうと思っておりますので、今回出た14年度の決算結果をどう生かしていくのか、この点についてお尋ねします。

（財政）財政課長

決算というのは、1年間のその自治体の事業の締めくりであります。従来はどちらかといいますと、官庁会計は予算重視、決算はどちらかという軽く扱われてきたものとされています。しかし、民間におきましては、逆に決算こそが大切でありまして、企業の成果というものは、決算に数字として表れるわけでございます。これは、よ

く言われていたことですが、かつての地方自治体は予算を編成して、その予算を適正に執行さえしていればよかったと思います。ところが、今日のように非常に財政状況が厳しい中で、限られた財源を使うときには、その財源をどう使ったか。その結果、何にどう配分されたか、それこそが決算に表れるものですので、決算というものが、非常に重要な役割を持ってきているのではないかと考えております。

決算には、客観的な計数として金額、事業費のことも表れますが、このほかには事務執行状況説明書にもありますように、それぞれの事業の成果が計数として表れております。それらの結果をじゅうぶん分析、検討して、反省も加えて、今後の市政に生かすことが大切だと考えています。

佐々木（勝）委員

予算編成上の課題について

では、次に、これまでやり取りしてきた、そして今の編成の組み方等についてもいろいろやり取りした。そこで、端的に聞きます。今の小樽市の財政状況を踏まえながら、予算編成上の課題と申しますか、これについてはどう考えますか。

（財政）財政課長

本市の財政構造は、先ほど言いましたように、大きなもので貸付金や扶助費、それに繰出金というものがございまして、これらはなかなか年度末までその執行がどう動くのかわかりづらい。また、額が大きいだけに安易に減額補正もできない。そういうような問題もございしますが、これからの予算編成は決算の精度を高めて、限られた財源で編成に努める必要があると思いますし、年度の途中においても、この決算見込みをその時期、その時期で、適切に把握して、限られた財源ですので、減額できるものは減額すると、増額しなければならないものは執行に支障がないようにするということが必要であると考えております。

佐々木（勝）委員

この項の最後になりますが、ご存じのように、今の考え方というか、編成の仕方というのがベースになっていると。今後の予算編成の考え方についてはどうですか。

財政部長

今、いろいろと財政課長から説明をさせていただきましたけれども、数年来、その予算編成する上で、たいへん難しいというのは「入りをはかって、出を制す」と申しますが、その辺のバランスのととり方が非常に難しくなってきました。今も、これからもこの入りをはかっていくということがどういうふうにするべきかと、この辺が自治体にとってたいへん難しい問題だと思います。しかしながら、市税であるとか、あるいは国税が地方に回ってくるとか、そういうことで、そういういろいろな財源を基にして行政運営をしているわけですから、そういう意味ではその辺の財源の重要性というものを、職員一人一人がじゅうぶんに認識して、それで議会の議決をいただいて、それで執行していくに当たっては、市民が委託者であって、その市の所管というのは受託者でありますから、受託業務をいかに効率的に無駄のないようにやっていくかと。この辺がたいへん大切なポイントだと思います。したがって、今後もこの辺の重要性というものを財政サイドとしては各部局に強く働きかけて、じゅうぶん認識を持って予算の執行に当たってもらいたいと考えております。

佐々木（勝）委員

1点に絞って聞いておりますので、この辺で終わります。

最後に、市長が言われて、よく私は共感できるのですが、身の丈に合った予算というか、財政と申しますが、このことをこれまで歩んできた中から学び取ったかなということだと思いますので、市長の言う身の丈の合ったという話、これについての認識をお聞かせください。

市長

今、身の丈に合った財政というお話でございましたけれども、かつてのように市税収入なり、あるいはまた、交

付税が右肩上がりのときは、一定程度の事業も進めていけるという、そういう中で予算編成をし、執行してきたと思うのですが、こういう時代になって、今財政部長から話があったように、入りの部分がまるっきり不透明という感じですね。そういう状況の中で、この歳出をどう組んでいくかというのが非常に困難な時代であるというふうに思っています。したがって、歳入の伸びがなかなか期待できないという状況の中では、入りの部分をどこまである程度精度の高い見込みを立てられるだろうか。それによって、歳出も決まってくるだろうと。したがって、その部分では身の丈に合ったといいますか、歳入に見合った歳出を組まざるをえないということだと思いますので、16年度に向けましては、もう作業は進めておりますけれども、この40億円の財源不足をどう解消して確保していくかということで、今、それぞれ各部署で苦労していますけれども、いずれにしても、どう身の丈に合ったような姿にしていくかということが、これからの大きな課題でないのかなというふうには思っています。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結して、共産党へ移します。

菊地委員

公共事業のコスト縮減について

広報おたる10月号にかかわって、何点かお聞きします。

広報おたるの10月号で、経費の節減合理化と財源の健全化という記事があるのですが、公共事業のコストの削減を平成10年度以降継続して実施してきたとありますが、目的と背景について、お聞かせください。

（財政）審査室長

背景と目的でございますけれども、小樽市の厳しい財政にかかわる中で、限られた貴重な財源をじゅうぶんに活用しながら、社会資本の整備を効果的に進めていくために、公共工事のコスト縮減を図って、各自がコスト意識を持ち、一致協力してよりいっそうのコスト削減を進めたいと考えています。

菊地委員

コスト削減は小樽市独自に行っているのか、また、国や道はどのように進めているのか、これまでの主な経過について、お聞かせいただきたいと思います。

（財政）審査室長

コスト削減に関する公共事業の主な経過ということでございますので、そういう意味においては、平成6年12月に、当時の建設省が建設費の節減に関する行動計画を策定をしております。その後、平成8年12月に旧建設、農林、運輸の3省がコスト削減に向けた行動計画の策定を公表し、平成9年4月には各都道府県知事に対し、地方公共団体の組織的な取組を了承する旨の通知が出てございます。

北海道においても、平成9年6月には、当時のコスト縮減推進委員会を設置をしております。また、10年4月には、北海道として策定した、北海道公共工事コスト縮減に関する行動計画を各市町村に送付をしております。小樽市におきましても、平成10年4月に公共工事コスト縮減委員会を立ち上げて、全職員に通達をいたしました。

菊地委員

コスト縮減委員会が設置されているということですが、どのような組織なのかについて、説明していただければと思います。

（財政）審査室長

委員会は、財政部、土木部、建築都市部、港湾部、水道局の5部局の部長レベルで構成されて、コスト縮減のための事項である技術指針を検討をするために設置したものであります。設計手法の見直しなどコスト削減に向けた検討を行っていくということでございます。

菊地委員

設計手法の見直しということなのですが、全くど素人の私にもわかるような中身で、一般的なものがありましたら、教えていただきたいのですが。

（財政）審査室長

設計手法の見直しでございますが、工事によって内容が異なりますけれども、一つはインターロックということがあるのですが、これは図書館の前にほとんど敷いてある赤い石なのですけれども、そういうものをやめて黒舗装にするとか、さらにはU字側溝ですね、これは普通は60センチを使っているのですが、これを2メートルのサイズにするとか、そういう形を変更をしながら、コスト縮減を図っていくと、こういうことでございます。

菊地委員

そういうようなコスト削減をしてきた縮減率というのは、どのようになっているのかということについて、お願いします。

（財政）審査室長

縮減率でございますけれども、これは平成8年度の例で、標準的な工事をベースに考えてございまして、平成10年度5.2パーセント、11年度は9.5パーセント、12年度は9.4パーセント、13年度は5.7パーセント、平成14年度は6.7パーセントの縮減率となっております。

菊地委員

コスト縮減について、いろいろ努力されていることはわかりました。

菁園中学校の新築工事について、建築都市部の方にお聞きしたいのですけれども、この工事でコスト縮減というふうなことはあるのでしょうか。

（建都）建築課長

菁園中学校の新築工事でのコスト縮減につきましては、私ども建築課におきましても、従来の機能や性能を維持する中で、設計方法の見直しなどを行っているところでございます。具体的に、菁園中学校校舎新增築工事におけるコスト縮減につきましては、まず、建設副産物の対策といたしまして、残土処理の方法を見直したのが一つと、あと、設計方法の見直しといたしまして、具体的には玄関タイルをモルタルに変更したですとか、アルミパーテーションを木製の間仕切りに変更し、また、一部鉄筋コンクリート造をあらわしにしたり、それからアルミドアを木製ドアに変更したり、それから廊下などのフローリングブロックを長尺シートに変更したり、それから天井をじか張り型にするなど行ってコスト縮減を図っております。

菊地委員

それで、菁園中学校の校舎の増改築事業については、15年の2定で2億800万円を減額補正しているのですけれども、これはこういうコスト縮減の手法がなされた結果だというふうに考えてよろしいでしょうか。

（学教）施設課長

予算の関係でありますので、私の方から説明いたします。

菁園中学校の校舎等増改築事業につきましては、当初から菁園中学校の敷地が狭いことと、また、こどもの国の方に向かって高くなっている、そういうような理由で、当初は校舎を3階建てにするほか、その高低差の解消を図りながら、一部校舎の上に屋内運動場を乗せると、そのような形で設計して、過去の学校の工事単価をベースに予算を組み立てると、このような経過があります。しかしながら、実施設計に当たって、いろいろ検討を重ねた結果、建物の配置を見直して、校舎等を4階建てにしました。かつ、屋内運動場は別棟で平屋にしたと、そのような計画変更を行いました。その結果、校舎等の形状がコンパクトになり、構造経費がシンプルになったと。そのようなことから、特殊基礎工事では、くいの本数が減りました。それから、建築主体工事では、土工事、鉄筋工事、コンクリート工事等で数量を減らすことができました。また、電気設備工事、機械設備工事等でも配線、配管工事等の数量が減ったと、そのようなことで大幅な経費削減になり、減額補正をしたものであります。それで、今のご質問の

中で、コスト縮減によるものかというお話がございましたけれども、一部、今、建築課長の方から説明した部分も当然踏まえておりますけれども、やはり大きな要因としては、今、申し上げた計画変更によるものが減額の要因だと、そのようにとらえております。

菊地委員

苦しい財政の話がずっと続いていたので、最小の経費で最大の効果を上げるということは、行政としてこれからも取り組む必要があると思うのですけれども、私が心配するのは、子どもたちの施設とか、学校とか、それから市民の利用する施設が、耐震の問題でも規制があるので、そういうふうにはなっていないと思うのですけれども、コストを削減して安普請にならないように、利用する人、それから市民本位でこれからもつくっていただくように、要請しておきたいと思います。

オタモイB団地について

それから、次は、オタモイB団地の住宅のことについてお聞きしたいのですが、資料を要求して出していただきました身障者の2LDKの住居なのですけれども、トイレの入り口が洗面所側にしかついていないと思うのですが、そういうふうに見てよろしいでしょうか。

（建都）建築課長

委員おっしゃるとおり、洗面所側からトイレの方に出入りするようになっております。

菊地委員

これを見て思ったのですけれども、室内で生活している時間帯では、洗面所側からの入り口だけでいいのかなと思うのですけれども、外出先から戻ってきたときのことを考えて、身障者の方が外出先で使えるトイレというのも限られていますし、そういう意味では玄関から入ってトイレに行ける近道というか、ホール側からの入り口があってもいいのではないかなというふうに思ったのです。そこで、扉をつけていることによって、生活動線といいますか、それがぐるっと回れるようになるのではないかなと思ったのですが、こういうことは、これからの計画設定までに何か検討していただくことはできないのかどうかについて、お聞きしたいのです。

（建都）建築課長

トイレの出入り口につきましては、一般の住宅でもよく問題になることで、ホール側にあることで一長一短があるかと思えます。オタモイB住宅の基本設計におきましては、いろいろと制約がある中で間取りの検討を行ってきているところでございますけれども、私どもといたしましては、入浴前後のトイレの利用のことも考慮しまして、今、ごらんいただいている図面のように洗面所側に出入り口を設けているところでございます。なお、今年度、実施設計を行っているところでございますので、ご指摘のトイレの出入り口の位置につきましては、その作業の中で再度検討してきたいと思っております。

菊地委員

ぜひ、お願いしたいと思います。これで終わります。

新谷委員

資源物分別収集運搬業務について

環境部にお尋ねします。昨日の続きなのですけれども、資源物分別収集委託料について、随意契約したその理由の基に法なるものというのはどれですか。

環境部長

私の方からお答えいたしますけれども、昨日は答弁の中では、一括契約の一つの側面を私は申し上げたわけですが、その基本になりました法律の部分につきましては、一般廃棄物の収集運搬の委託の基準というものが、法第6条の2第2項を受けまして、政令でもってこの委託の基準が定められております。この政令の第4

条で、いわゆる受託者が受託業務を遂行するに耐える施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有するものであるということ、これが第1点でございます。そのほか省略いたしますが、その5番目に委託料が受託業務を遂行するに足りる額であることといった内容がここの中でうたわれております。前段言いました、いわゆる施設や人員、財政的基礎を有する、これは通常の委託業者として当たり前のことでございますけれども、いわゆる委託料が委託業務を遂行するに足りる額であるという点については、通常の競争入札といったものに対する考え方が違う部分があるというふうに思っております。

このことについては、札幌高裁の昭和54年11月14日の判決でも示されておりますけれども、一般廃棄物の処理については、経済性の確保の要請よりも業務の遂行の適正を重視しているといったことから、札幌高裁の判決では、一般廃棄物についての市町村の業務委託には、私法上の契約に適用される地方自治法の契約に関する条文、これは競争入札を原則とするといった内容でございますけれども、この原則が適用されない。いわゆるこの競争入札にするとか随意契約をするとかということについては、市町村長の広範な裁量に任されるべきもの、そういった意味で地方自治法で規定する契約の条項とは違うのだと、こういったことを説明にさせていただきたいと思っております。

新谷委員

廃棄物処理法の第何条ですか。

環境部長

法第6条の2第2項に、まず、市町村が行うべき一般廃棄物の収集運搬基準というものを政令で定めるという条項があります。そして、それを受けまして、政令第4条で今私が述べました内容が書かれております。

新谷委員

それはいつできたものですか。

環境部長

これはたしか法施行が昭和46年でございます。

新谷委員

それでは、その46年の後に57年8月の自治法施行令の一部改正により、新たに設けられた規定というのがありますよね。これでは、経験もしくは技術等に関する資格を定め、資格を有するものにより当該入札を行わせることができる、変わったのではないですか。

環境部長

ですから、今私が言いましたように、その自治法の改正があったとしても、その前の昭和54年の札幌高裁の判決の中でも言われておりますように、これはいわゆる通常の公務上の契約ということでございますので、自治法の適用はされないということについては、これはこのまま生きているというふうに考えています。

新谷委員

それでは、昨日の運搬と除雪に関してなのですが、この運搬の委託を随意契約しているのは、ここしかできないというふうに判断していいですか。

環境部長

過去の経過も含めて、このクリーンサービスに委託した起因については、昨日もるる説明させていただきましたけれども、そのクリーンサービスにつきましては、平成元年当時下水道の進ちょくに伴って、し尿のくみ取り量が相当減少してきたという状況がございました。そして、そのときに、この問題というのは、全国的な問題にもなりまして、国において、そのし尿収集運搬業者を救済するという意味で、代替業務だとか、あるいは事業のあっせんとかといったことに市町村が努めるという、こういった法律ができております。こういったことを背景にいたしまして、当時小樽市にはし尿の個人業者がたしか10社程度あったというふうに思っておりますが、このし尿の減少に伴って、随時この業者をやめさせると、こういったことにはならないという一つの判断があったようです。これ

は、不公平という問題があります。ですから、そのときに、これらの業者を一つは一本化をして、今後のし尿の収集量の減少に弾力的に対応させていくというシステム、し尿の収集運搬業者のまず一本化ということを目的に、クリーンサービスといったものをつくると、こういうことにしたわけでございます。

その際に、ごみの収集運搬業者も当時は10業者ございました。そして、これらも全部個人の業者だったわけです。このときに、し尿の収集運搬業者が一本化をするのに、ごみの収集運搬業者はいつまでもこの個人のままでいいのかと。当時、この個人が収集運搬業務をしていたときに、それぞれ市民の方からもサービスが悪いとか、苦情に対する対応が悪いとかといったことが、当時環境部にずいぶん寄せられていた時期がございます。こういった問題の中で、業者の質の向上を図るだとか、業務の円滑化を図るという観点もありまして、そのときに合わせて、このごみの収集運搬業者もし尿の業者に合わせて一本化をすべきであると、こういった一つの観点に立って事業を進めてきたわけです。

しかし、その時点でし尿の方は一本化になりましたけれども、ごみの業者は業者間の中で調整がつかず一本化ができなかったと。市としては、これから市民の毎日の生活を守る業務であるという観点に立てば、やはり業務の安定性、効率性、弾力性、さらに質の向上というものを考えた場合には、将来においても、ごみの収集運搬の業者は一本化すべきだという方針を打ち出したわけです。そして、そういったその経過の中で、業者間のいろいろな検討も生まれたのですけれども、たしか平成6年に、まず、その10業者のうちの4業者について、事業の一本化をしたいと。そして、これについては、ごみの業者だけで企業を興すのではなく、クリーンサービスに統合吸収する形で一本化をしたいと、こういった申出があって、それが実施されたわけでございます。さらに、その後、委託業者が病弱であったとかといったような問題もあつたりした3業者が、その後随時クリーンサービスに一本化をし、現在7社になっております。そして、その際にまた、平成二、三年当時の議論の中で、既にこのごみ業者については、市としては、今後個人委託というものについては、好ましいものではないと。今後は弾力性を求めるためには、一本化をすべきという観点から、その委託業務については、従前まで世襲を認めてきたわけですが、この世襲というものは一切認めないということを業者の方に申し渡したわけです。

そういった観点からは、このクリーンサービスという会社は、現状の中におきましても、やはり今後市がごみの収集運搬などにおいて業務を拡大するような場合にあっては、少なくともクリーンサービスを中心に業務委託をさせると、この個人業者に業務の拡大はさせないと、こういった方針をこれまでの議会の中でも議論をされてきておりますし、また、報告をしてきたという趣旨でございます。

そういった意味で、今回のこの地方自治法が適用されないという、いわゆる市長の広範な裁量ということがありますが、これはまさに政策です。総合的判断に基づく政策でございますけれども、そういった意味で、今回のこの資源物収集運搬業務という新たな委託業務につきましても、このクリーンサービスに委託をしたと、こういった流れの中で、環境部としてはこういう方針に基づきまして、今までも委託業務の推進を図ってきているということでございます。

新谷委員

資源物の分別収集というのは、いつから始めたのですか。

（環境）廃棄物対策課長

平成8年度からモデル事業を始めておりまして、現在に至っております。

新谷委員

その時点では、さっき7社あったと言っていましたけれども、1社ではなかったですね。だから、それで1社に随契したのはおかしいのではないかなというふうに思うのです。それで、そこをちょっとまだ経過がわかりづらい点もあつたのですけれども、一步譲ったとしても、では、除雪はどうなのですか。除雪の経費、2社あるということでしたけれども、委託料について聞いておりませんでしたので、除雪の委託料についてお知らせください。

（環境）管理課長

除雪経費の関係でございますけれども、14年度決算で、まず、リサイクルセンター内の除雪ということで、金額が27万5,100円、それからもう一件、ストックヤードの除雪ということで、このストックヤードは旧廃棄物処理場、伍助沢でございますが、そこをストックヤードとしてございまして、その除雪の分が118万1,250円でございます。

新谷委員

除雪は、地方自治法施行令第162条2の別表のどれに当たるのですか。

（環境）管理課長

リサイクルセンター内の除雪の関係でございますけれども、先ほども申し上げましたように、金額的に50万円以下ということでございまして、自治法の施行令第167条の2の第1号に該当すると思っております。

それから、ストックヤードの除雪の関係でございますが、今申し上げました施行令の第2号ということでございまして、ここのストックヤードの部分につきましては、言うならば、除雪範囲が広範囲であると。なおかつ、迅速、効率的に除雪するという事の中で、大型タイヤドーザー、これを所有する業者にとということで考えてございまして、その登録業者につきましては、3社ございましたけれども、そのうち2社が言うなれば、他の除雪の関係で手が回らないということの中で、1社しか手を挙げていただけなかったものですから、随契の形をとってございませぬ。

新谷委員

50万円以下だから随契、それはいいですよ。そうしたら、その随意契約を結んでいる会社は、平成8年から何社なのですか。それから、もう一社、伍助沢の方、ここは本来であれば、競争入札をしなければならないのにそれをしてこなかったわけですよ。そういうふうに言えると思うのですけれども、平成8年からまず随意契約の50万円以下の何社ですか。

（環境）管理課長

委託先は1社でございます。1社ずつでございます。

新谷委員

50万円以下だから随意契約、これはいいですよ。けれど、ずっと同じというのもやっぱり問題だと思うのです。この不況の中でいろいろ仕事をしたい。特に、建設関係なんかは不況なわけですから、冬の除雪の仕事も重要な収入源なのです。そういうところで、1社だけに絞ってずっとお願いしているというのも、問題があると思うのです。ですから、たまにはかえるとか、毎年かえてもいいぐらいだと思うのです。こういうふうにしてやっていくべきではないですか。いかがですか。

環境部長

課長の答弁は、言葉足らずだったのですけれども、毎年同じ業者になっているとはいっても、その都度、何社かの業者から見積もりをとってこの業者を決めていると、こういったことでございます。必ずしもこの1社だけの単独指名の中でやっているわけではない。ですから、今後において、また、このように従来どおり随意契約といえども、何社かの見積もり合わせの中で業者を決めていくわけですから、そういったことで今後とも臨んでいきたいと、このように考えております。

新谷委員

その何社というのだって、全く不透明ですよ。たくさんあるのに、何社に絞るという基準もわかりませぬし、ものすごく選び方が納得できないやり方なのです。いかがですか。たくさんあるのではないですか。何社に絞ってやっているのですか。

（環境）管理課長

何社かというお話でございますけれども、天神のリサイクルセンターで申し上げますと、地域的に近い部分、言

うなれば、効率的に除雪をやっていただけるという観点もございまして、その中で随意契約をしてくれているという経過もございます。ちょっと社数の方は今手元にございませぬ。申しわけございませぬ。

新谷委員

いずれにしても、少ない金額ですけれども、公平に仕事が行くように努力をしていただきたいと思いますが、これだけ伺います。

環境部長

今の新谷委員のご指摘につきましては、私どもも受け止めながら、この除雪の問題につきましては、土木部などとも協議し、業者の選定範囲を広げられるかどうか、そういったことも含めまして、見積もり合わせをした上で、適切な業者に決定をしまいたいと、このように考えております。

新谷委員

再就職の問題について

それでは、次に移ります。資料を出していただきました。再就職の問題です。時間がありませんので、まとめて伺います。

いわゆる天下りの問題でありますけれども、これはどのように決めているのか。それから市の推薦というのは毎年このほかに何人ぐらいいて、それは一般職も含めた推薦なのか、この点についてまず伺います。

（総務）職員課長

職員の再就職ということで、推薦のお話がありましたけれども、基本的に財政援助団体等の団体から市の方に要請があったときについて推薦をしてという形になります。この中で、ここの資料にありますように、民間会社等も含まれていますけれども、おおむね財政援助団体等の団体については、市から推薦を申し上げて、部長以上ですけれども、そちらに再就職されております。あと、その他の職員ということですが、次長職、課長職の中で何名か、再就職される方はいらっしゃいます。

新谷委員

何人かということはわからないのですか。

（総務）職員課長

こちらの方で把握している部分ですけれども、課長職で3名ほど、次長職で4名ほどというふうに押さえております。

新谷委員

圧倒的に部長が多いのですけれども、市が出資している団体、財政的援助を与えている団体は、部長以上と決めているのですか

（総務）職員課長

特に部長以上ということではなく、結果でございまして、たまたま部長なり、課長をされていた方が、それまでの経緯と伺いますか、その中で再就職されているということです。

助役

その再就職先の資料を出してますけれども、財政援助団体というのですか、市がお金出している団体はごく限られていまして、このほとんどのところというのは、個人的に会社とその個人が要請に基づいて就職をしまして、別に私どもは就職を何かお話をしてお伺いしたところではないという資料だということをご理解いただきたいと思っております。ですから、この中で市が関係しているようなところというのは、ごく限られているのだらうと思っております。部長職ということでございませぬで、例えば観光振興公社についても課長職のOBが行っているとか、そういうことですので、市が直接的にいろんな支援をしたり、出資をしたりということとは、まずこの表は違うということをご理解いただきたいと思っております。

新谷委員

それでは、取扱要領の（2）団体の範囲というのは、これはおかしいのではないのでしょうか。ここでは市が出資している団体及び市が財政的に援助を与えている団体と決めているのですけれども。

（総務）職員課長

平成9年4月1日に、この取扱要綱、いわゆる内規ですけれども、その中で述べているとおり、財政援助している団体等のところの団体から要請があった場合に、職員を紹介するといいますが、そういうことがあったときにはその職員については最大65歳までということで内規で定めているということでございます。

新谷委員

昨年、それから2年前、こういう再就職は何人ぐらいいましたか。

（総務）職員課長

先ほど助役の方から申しあげましたけれども、これ、とりあえず部長職以上で再就職先を民間も含めて書いてあるという前提で、13年10月1日現在で22名、24件というふうになってます。

平成11年9月20日の同じ資料ですけれども、27名、30件というふうになっています。

新谷委員

人数的には大して変わっていないということで、毎年20名以上はこういうふうにして再就職できているということです。このすごく雇用が厳しいときに、いつもこの問題は改善を言われているのに、一向に同じ状態で進んでいるということはおかしいのではないかと思うのです。こういうのは改めるべきではないでしょうか。

助役

先ほども言いましたけれども、この20何名というのは、個人と会社との関係で行っているのが大半ですから、具体的にお話ししますと、第三セクターである水族館、それからマリンウェーブ小樽、交通記念館、これらについてはOBは1人も行っていません。もう一つの三セクと言われている観光振興公社については、課長職OB1人だけが行っているということで、ここに出ているものは、関連の連合町会とかそういうものは財政支援団体としてありますけれども、今、委員が言ったような三セクとか内規にあるそういうところには、この数年といいますが、だれもOBは就職はしていないという実態にあるということもご理解いただきたいと思います。

新谷委員

私、三セクと言ったつもりはないのですけれども、望海荘とか、社会福祉協議会だとか、こういうところにも市が補助というか、かかわっているのではないですか。

助役

望海荘については直接市が財政支援はしてございません。

新谷委員

いずれにしても、この就職難のときに、雇用が厳しいときにこれは改めるべきだというふうに思います。

住宅共同建設改良資金の貸付けについて

次に、住宅共同建設改良資金の貸付金について伺います。資料を出していただきました。14年度の融資額が新築がゼロ、増改築で230万円と、たいへん低いのですけれども、その理由を教えてください。

（建都）建築指導課長

共同住宅建設改良資金の融資でございますけれども、平成13年度から14年度が230万円ということで極端に落ち込んでおります。これにつきましては、まず、14年度にアパート事業協同組合に関する新築融資制度を廃止したということで、増改築工事ということで1件10戸当たりで230万円になってございます。細かい工事ということで、あとは利用されなかったということが実情でございます。

新谷委員

制度の対象者をお示してください。

（建都）建築指導課長

融資対象者ということでございますので、これにつきましては、一つには市内に継続して、1年以上事業を有する資本金1,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主と、それから一つには市内に継続して1年以上住所を有する者、それから三つ目には小樽市アパート事業協同組合ということになっています。

新谷委員

平成6年からの事業なのですから、その中で一番借りていたところはどこですか。

（建都）建築指導課長

私どもの今までの調べにおきましては、やはりアパート事業協同組合ということでございます。

新谷委員

こういった実態なのですから、今後この制度はどういうふうにするおつもりですか。

（建都）建築指導課長

本制度につきましては、古くは昭和56年から創設されまして、平成6年に制度改正をして実施してきておりますけれども、昨年、今年と利用実績が極めて低く推移してございます。それで、昨年につきましては、資料にもあるとおり、増改築工事が1件の230万円で、今年も10月現在で増改築工事が1件、500万円の実績にとどまっているということでございます。それから今回この融資制度を利用しなくても、一般金融機関におきましては、金利も非常に低くなっておりまして、条件等が合えばこういったところで融資も受けられるということもありまして、一応この制度につきましては経済部にも同様の資金制度がございます。そういった資金がこういったものにまた活用できるかどうか、内部で検討した上で、それが調整できるのであれば、合理化ということもございまして、一つの窓口でもって扱うことができるのであれば、その方向に持っていきたいなというふうを考えてございます。

新谷委員

経済部と話してということなのですから、これに当たるものはどれなのですか。

（建都）建築指導課長

経済部の制度でいきますと、店舗等改善資金というのがございます。そういった制度の内容が今のところ私どもで考えているところでございます。

新谷委員

この店舗改善資金の実績と、それからこれを借りる場合と、それから共同住宅建設改良資金を借りる場合の条件の違いというのはあるのか、お知らせください。

（経済）産業振興課長

店舗等改善資金についてでありますけれども、平成14年度については8件で2億5,000万円となっております。今、お話がありました建築指導課の制度でございますけれども、類似する制度として店舗等改善資金ではなかろうかということですが、実際には融資対象について、店舗等改善資金につきましては中小企業者となっております。また、融資の限度額のこと、また、融資比率については1.5パーセント以内で同じとはなっておりますが、融資の期間等についてはこれから検討していかなければいけないところがあると考えております。

新谷委員

これで見ると、1件で230万円ということで、あまり大きな額ではないのですけれども、これ以下の場合もあると思うのです。店舗改善資金の場合、わずかなお金でもこれまでどおり借りることができるのかどうか、そこが大事なところだと思うのです。さっきも言いましたけれども、本当に不況で建設、建築業者なんかも仕事が欲しい中、こういうところで借りられなくなると、そっちの方に仕事が回らないというふうになっていきますので、こういっ

た制度は引き続き同じような条件で借りられるように、残していくべきだなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

（建都）建築指導課長

やはりそういった声は、実際にあることはあるのですけれども、今、申し上げましたとおり、良質な住宅の一定程度の供給については、効果が上がったのかなというふうには考えておりますけれども、この制度自体の目的である低廉な家賃にどうしても結びついていないのが現状でございます。それと、今、申し上げましたように実績のダウン、そういったものも考えますと、将来的には業務の合理化を考えていかなければなりませんし、そういった観点では窓口を集約した中で、利用できるものは利用させていこうという考えを持っていかなければならないかなということで、指導課が持っている制度自体については、できうればそういった振興資金等に制度があるので、そういったものを調整した中で活用していただきたいというふうに思っています。この制度自体については、相手のアパート事業協同組合とも再度お話をしながら、こういったものがないかということで検討したいというふうに思っています。

新谷委員

そういう制度に変えたとしても、やっぱり借りやすい制度にしていってもらいたいということで、どうなのかということ聞いたのですけれども、そこまで検討していないということだと思うので、それでは要望として出しておきます。

国保料の医療制度改正の影響と今後の見通しについて

あと一つ、通告してありますので、まとめて言います。国保なのですけれども、去年の10月の高齢者医療制度の改正による影響額、そして16年度以降、この制度改正でどのぐらいの影響があって、たぶん赤字だと思うのですけれども、国保料を値上げになることはないのか、この1点だけお伺いをします。

（市民）保険年金課長

ただいまの、昨年10月に行われました医療制度改正の影響、それから今後の見通しでございますけれども、国保に加入している70歳以上、老人保健対象者の医療費、13年度が201億9,000万円になりますけれども、14年度は195億7,000万円、7.2パーセントで6億2,000万円ほどの減少ということでございます。1人当たりの医療費で見ますと、10月に改正になっておりますので、その影響につきましては、4月から10月に比べまして、4月が0.53パーセント減、8月から約10パーセント減、10月から3月までは11パーセントから12パーセントの減少という推移をたどっております。

それから、収支の見通しでありますけれども、昨年10月の改正で老人保健制度の対象者がこれまで70歳以上の方が老人保健制度の対象になっていたのですけれども、平成19年10月までの5年間の間で、毎年1歳ずつ対象年齢が引き上げられます。これに伴いまして、逆に言いますと、毎年1歳ずつの方がその後の国保等の医療保険制度に残っていているということで、その負担が増えていきます。昨年計算しましたのは、あらあらの計算ですけれども、16年度で見ますと2億円ほどの赤字。それから、17年度は4億円、18年度は6億円、19年度は8億円ということで、この4年間で20億円ほどの赤字が、これは保険制度を変えなければということですが、見込まれるという状況でございます。

それから、値上げの部分でございますけれども、14年度が10億円ほどの黒字になります。15年度はいろいろ要素がありますけれども、まだ不確定要素がございまして、何とも言えませんが、収支は改善方向にあるのではないかと思います。16年度以降が今のところ厳しい状況で、これら14から16年以降まで見据えた中で、16年度はこれから予算編成作業が始まりますので、将来を見据えた中で値上げというものも考えていかなければならないということでございます。値上げをするかどうかというのは、この場では何とも申し上げられないということです。

委員長

共産党の質疑を終結して、自民党に移します。

小前委員

学校教育に係る費用について

子ども1人当たりの学校教育にかかる費用を小学生、中学生とに分けて、13年度、14年度、15年度と概数で教えてくださいですので、教えていただきたいと思います。

(学教)総務課長

子どもの1人当たりの学校建設費を除く費用でございますけれども、13年度小学校につきましては約8万8,000円、中学校が約10万3,000円、それからトータルでいきますと約10万円、14年度でございますが、小学校1人当たりが約8万2,000円、中学校が9万9,000円、トータルで1人当たり約9万円になります。15年度につきましては、小学校で約8万9,000円、中学校で9万7,000円、小中平均しますと9万2,000円と、こういう状況でございます。

小前委員

財政難の中、非常にご配慮をいただいていることはよくわかりまして安心いたしました。来年度もぜひ温かいご配慮をお願い申し上げたいと思いますので、引き続き、この金額を来年度も維持できますかどうか、市長にお聞きしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

市長

教育予算の確保ということでございますけれども、今、これから編成作業に入りますが、できるだけ子どもたちのための予算というものは確保していきたいと思っています。

小前委員

明日を担う子どものためにどうぞよろしくお願い申し上げます。

子ども110番のシールについて

もう一つお尋ねいたします。お金には関係ないのですけれども、子どもの安全のために子ども110番のシールを張るお宅が増えてきて、とてもうれしい、ありがたいことだと思っております。大阪ではすべてのハイヤー会社にお願ひして、ハイヤーすべてにこのシールを張ってもらっているとのことでございます。ハイヤーには無線がつき、24時間市内を走り回っておりますし、このシールを張ることによって、予防効果もとても大きいと聞いておりますので、小樽でもぜひ取り入れていただきたいと思っておりますけれども、検討いただけますでしょうか。

(社教)社会教育課長

子ども110番の関係でございますけれども、今、全市的には市のPTA連合会でこのステッカーを作成いたしまして、協力していただけるご家庭や店舗等に配布をしております。また、コンビニエンスストア協会、そういったところでも、各お店にシールを張っていただいております。お尋ねのタクシーの件でございますけれども、既に小樽市内では小樽ハイヤー組合、それから小樽警察署、それと防犯協会等で丸いステッカーを作成いたしまして、平成11年9月からタクシーに貼付をしております。こういったことで、子どもの安全を確保するという取組がなされているというところでございます。

成田委員

昨日、質問を通告していたのですが、全部時間がなくてできなくて申しわけありませんでした。これからやらせていただきます。

花園公園の再整備計画の進ちょく状況について

公園費について、不用額が14年度の中で1,500万円と出ていますけれども、こどもの国の予算が、使用料と管理運営経費の対比では、1,500万円ほどの赤字になっております。小樽公園近郊に市民会館、それから公会堂、能楽

堂、総合体育館、公園グラウンド、いろんな施設があるのですけれども、その中で市民会館には1年間に9万6,000人、それから公会堂には4万5,000人、能楽堂には2,800人、それとつじまつりには2万5,000人、こどもの国の利用者は、人数に換算すると2万8,000人、それから桜ヶ丘球場には6,272人、弓道場には2,000人、そして公園運動場には1万5,785人、そしてナイター施設には758人、公園庭球場には7,430人、これらを合わせると32万3,300人、この多くの人々が小樽公園に1年間の中で集まっています。そして花園公園を大いに利用しているわけなのですけれども、この方々に小樽公園に集結して遊ぶ憩える場所をつくっていただいているのですけれども、実際に来て、車のとめるところがなかったり、苦情がかなりあると思うのです。何年か前に質問したときに、今後、再整備計画を行っていくという答弁をいただいているのですけれども、その後の進ちょく状況はどういうふうになっているのでしょうか。

（土木）公園課長

平成12年から13年の2か年にわたりまして、土木部あるいは関係部局が集まりまして、いろいろと協議してはおりまして、その中から多くの課題が出されておりましたけれども、並行して、新聞紙上等の中でいろいろと駐車場の問題も含めて出ているような状態でした。それで、それらを受けまして、平成15年度、あともう半年を切ったわけですけれども、この間で、一応再整備といいますが、小樽公園全体を見直すような作業を準備中のございまして、内部の方で検討しながら、少しずつ精度を高めていきまして、次年度の計画の方に結びつけていきたいと考えております。

成田委員

この公園の中には、何回も質問させていただいているのですけれども、老朽化している施設や建物や不用となるようなものが多々あると思われるのです。これも、改善していただいて、そして再整備計画を庁内でやっていただけるのか、そしてそれを改築した姿を何とか来年には見せてほしいなど、そういうふうに思っているのですけれども、その辺の考え方はありますでしょうか。

土木部長

まず、小樽公園の再整備については、今ご指摘がございましたように、2年ぐらい前からお話があるわけですけれども、今、課長の方からも話しましたように、いろいろな課題がございます。老朽化した施設、それから駐車場の問題、それから近年言われているバリアフリー対応、こういったものを含めまして、我々サイドばかりではなくて、一般市民を入れまして、意見も取り入れながら進めていかなければならないだろうと思っています。そういう意味からも、今言った老朽施設だとか、各施設が新しい施設に変わっていった方がいいのか、また、今よく公園にありますように、自然を生かした施設もございますので、どういう方向で将来の小樽公園の整備がいいのか、この辺を、本年、そしてまた来年度に向けて、ワーキンググループみたいなものを立ち上げながら、市民の意見を聞き、そしてまた、再整備に向けた検討をしていきたいなど、このように考えてございます。

成田委員

ぜひ、この小樽公園というのは明治時代にできて、もう120年以上経過している公園です。これはやっぱり大事にして市民の宝となるような、そして市民が憩える場所を皆さんの力でつくっていただいて、市民が喜べるような公園にさせていただきたいと思います。ぜひ、お願いいたします。

埋蔵文化財について

次に埋蔵文化財の件で質問させていただきます。

埋蔵文化財は、市内の学校校舎に置いたり、小樽市の建物の中に納めたりしておりますが、空き店舗とか、あいている例えば産業会館だとか、そういうところへ置いて日の目を当てるような、埋蔵というような形ではなくて、表に出してあげるようなしくみをつくってやるということはできませんでしょうか。

（社教）社会教育課長

埋蔵文化財についてのお尋ねでございますけれども、正直申しまして毎年のように発掘をしてどんどん遺跡が出てまいります。これの収蔵場所でございますけれども、現在は、量徳小学校にあります量徳事務所、それから旧真栄消防署の真栄収蔵庫、それから旧朝里出張所の朝里収蔵庫、それから堺小学校の空き教室、そういったようなところに現在収蔵しております。市民の方たちへの展示ということにつきましては、本館と新館を結ぶ渡り廊下では年1回程度展示をしております。また、量徳事務所におきましては、申込み等がございますれば、市民の皆様にはお見せをしています。もう少し市民の方たちに公開をする機会があってもいいのではないかとのご指摘でございますけれども、なかなかそういった場所を確保、それからこういった形で展示をしていけばいいのか、その辺のところをこれから検討していかなければならないと思いますので、やはり発掘した遺跡は、当然のことながら皆さんに見ていただくというのが一番だと思います。じゅうぶん今後とも検討させていただきたいと思います。

成田委員

何で、私が埋蔵文化財にこだわるか、いつまでも言っているかということ、実は私は消防団員をやっている、16分団の詰所でしたが、埋蔵文化財を保管している場所なのですが、いつ行っても同じ状態で保管されているものですから、何とかこれを表に出してやりたいなど、そういう気持ちから言っていることなので、ぜひ実現してやってほしいなど。子どもたちにも見せてやってほしいし、小樽市内の人たちにも見せてやってほしいなどと思います。

松前神楽の補助金について

また、質問を変えますけれども、市内に、北海道の無形文化財に指定されている団体があります。これは、松前神楽であります。この松前神楽が年間18万円の補助金をいただいています。この松前神楽、1年に1回ではないのです。毎週曜日を決めて子どもたちを指導して、教えて、また子どもたちも研究しながらやっている。この団体が18万円しか年間にいただいているのではありませんけれども、この上の欄に、小樽国際音楽祭補助金を100万円いただいている団体があるのです。この国際音楽祭補助金をいただいている団体は、どのような活動をしているのでしょうか。

（社教）社会教育課長

小樽国際音楽祭でございますけれども、これは市内の音楽愛好家で実行委員会をつくっていただいております。そういった中で、年2回ほど、国内外の一流の演奏家を招待いたしまして、滅多に耳にすることのない生の演奏を市民の方に楽しんでいただいているという状況でございます。昨年度で第17回目という形でけっこう歴史がございます。質の高いクラシックという音楽活動ということで、なかなかできませんけれども、実行委員会の方たちが現在取り組んでやっているというものでございます。

成田委員

年に2回、そして有名な音楽家が来て演奏して、それを聞いている方たちもいるのでしょうかけれども、確かに立派なものだと思います。小樽にとっても、北海道の松前神楽を伝承していくということも考えていかなければならないと思いますので、この国際音楽祭も大切かもわかりませんが、これらの松前神楽の方も育成していただけるような方策をつくっていただけることをお願いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

（社教）社会教育課長

松前神楽でございますが、これは道の指定無形文化財ということで、それで木村さんがその中心でございますけれども、現在なかなか後継者が育たないという部分がございます。この松前神楽では、小学生や中学生の方たちを集めまして、今、一生懸命練習をしております。この11月に潮見ヶ岡神社で皆様方に見せようという機会を持っておりますので、我々もこの伝統的な文化ということでございますので、今後ともこの活動は支援をしなければならない、このように考えています。

成田委員

そろそろまとめます。このほかに、市民劇場も運営補助金を100万円いただいています。市民劇場は、どのよう

な形で、毎年やっているのか、その辺も含めてお伺いしたいと思います。

(社教)社会教育課長

市民劇場のお尋ねでございますけれども、小樽市民劇場運営委員会という会がございます。事務局は社会教育課でございます。これは地域に根ざした文化芸術活動を通じまして、市民の文化の活動に貢献するというのを大きな目的といたしまして、昭和42年に発足をいたしまして、昭和42年12月に第1回の公演会を開催いたしております。それ以来、今年の3月までで第16回までの公演をいたしております。設立当初は、だいたい毎年もしくは1年置きぐらいに公演をしておりましたけれども、ここ数年は2年置き、5年置きというような形で公演をいたしております。ちなみに、第16回の公演は、永倉新八を題材といたしました公演を実施しております。

成田委員

これも4年に1回か5年に1回やるということで聞いておりますが、これも永倉新八は新撰組でしょうけれども、この方も大事ですけれども、将来展望に向けて大事かもしれませんが、やはり4年に1回やるから100万円ではなくて、毎年継続的にやっていただくというような4年に1回立ち上げるのではなくて、毎年何かかにかやっていくような、事業が継続してやっていっているのだよということを見せられるような事業になってもらえるような指導方法というか、そういうものを考えてはどうでしょうか。

(社教)社会教育課長

確かに、4年なり5年なりに一遍という形になってまいりますけれども、この実行委員会は、ほとんどがアマチュアで市内のいろいろな方々が集まってこういった公演を立ち上げたものでございます。いろいろな劇団の事情もあるかと思っておりますけれども、今、委員ご指摘のように、できるだけ、毎年のように、大きくなくても小さくても、継続的にできないものかどうか、実行委員の皆様とよくお話をしてみたいと思います。

成田委員

そういう形で、毎年継続してもらえる小さな形でいいと思います。そして、4年に1回は大きなものを選んだという形のものでしてもらえれば、どんどん参加者が増えるのではないかと思います。ぜひ、お願いしたいと思います。

委員長

それでは、自民党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は、2時50分といたします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時50分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

佐藤委員

ごみ処理費及びし尿処理費の収集運搬委託料について

環境部にお伺いします。

初めに、決算説明書の143ページ、ごみ処理費の収集運搬委託料1億4,400万円、これの業者別、金額別を教えてください。

(環境)管理課長

ごみ処理費の収集運搬委託料の内訳でございますけれども、まず家庭から出されますごみの関係、路線ごみと称してございますけれども、その路線ごみ収集の関係で1億4,416万円ほどございます。この中身といたしましては、まず企業の方が1億71万540円、あと3個人の委託でございまして、それぞれ同じ金額で1,448万4,330円。このほか特別ごみということで、町をきれいにする月間などで特別ごみと称しまして収集してございます、これが58万8,000円。あと、犬、猫等の動物の死体の関係の収集、これが47万1,864円。このほか冬期間のごみ収集困難地域のごみ持ち出し業務ということで、107万2,050円ということになってございます。

佐藤委員

144ページ、し尿処理費の収集運搬委託料8,500万円、これの内訳を教えてください。

（環境）管理課長

し尿処理費の方の収集運搬委託でございまして、これは全市のし尿収集の関係でございまして、1社でございます。その金額がここに計上してございます8,599万5,000円ということになってございます。

佐藤委員

名前を言われていないのですけれども、クリーンサービスということですよね。

（環境）管理課長

そのとおりでございます。

佐藤委員

2億5,000万円のうち1億9,000万円、これがクリーンサービスの委託料。問題ありませんか。

（環境）管理課長

金額的なもので言いますと、私どもは算出しております内訳がございまして、それに相手方からは見積もりをいただき見積もり合わせした中で、委託料を支払っているということでございます。

環境部長

今、佐藤委員おっしゃった金額がクリーンサービスに支払われているということでございます。

佐藤委員

前回は指摘したのですけれども、この金額が随意契約で数年間にわたって支払われているということが問題ではないかと言っているのです。これを、ずっとあと何年間ぐらいやるつもりですか。20年、30年、そのところ教えてください。

環境部長

この委託料の支払いにつきましては、先ほど私もクリーンサービスの設立当時の話をさせていただきましたけれども、このし尿収集運搬委託につきましては、平成3年から行っておりまして、また、ごみ収集運搬委託につきましては、平成6年から随時台数が増えるごとに、増額をして今日に至っているというふうに思っております。今後につきましては、このし尿につきましては、今後下水道管の進ちょくといったことで、し尿量がますます減少してくるであろう。ということは、し尿の委託料は恐らく減っていくだろうと。

また、ごみにつきましては、現在約7台分の委託をしているわけでございますけれども、今後、いわゆる直営が全面委託化していくという形の中で、新たな受皿といったものを、また考えていかなければならない。そういった中では、また引き続きこのクリーンサービスについては、この程度のごみの収集運搬委託料は、今後とも続けていくということになるかというふうに思っております。

また、随意契約を行っているということのご指摘でございますけれども、過去のいわゆる事業の継続性なり、安定性なりといったことがありますので、引き続き、今後ともクリーンサービスに何か問題があれば別ですけれども、今後とも安定した業務委託といったものをやっていきたいと思っております。

佐藤委員

今の答弁は、随意契約ですってやっていますという答弁ですね。そう確認していいですね。

環境部長

少なくとも現在の台数につきましては、ごみの減少が極端にない限り、あるいはまた、収集区域ということで市内の於古発川を挟んで蘭島側がいわゆる委託収集区域の中で、クリーンサービスが7台あるわけでございますので、基本的にこの区域は動かさない、そういったご理解をしていただきたいと思います。ですから、ごみの量が減少してくると、例えば6台になることもありますし、5台になることもありうると、このように考えております。

佐藤委員

台数が減っても随契は変わらないと。先ほど共産党も質疑で聞きましたが、小樽市がつくったから面倒見ると、妙なお話ですね。あそこには、営業部長で能代さんという方がいますね。どういう方ですか。

環境部長

今、クリーンサービスの営業部長をやられてる能代さんにつきましては、たしか昨年3月で退職された方だというふうに思っておりますけれども、在職中につきましては、たしか病院だとか、国保関連が長くて、ただ環境部につきましては焼却場係長と、それから、現在の廃棄物事業所ですけれども、当時の清掃センターの所長を、通算でたしか7年ほど環境部に在籍をした方だというふうに記憶しております。

佐藤委員

環境部に在籍した方ですね。この前10年間館石さんという方が勤めていましたが、どんな方ですか。

環境部長

館石さんは、たしかこのクリーンサービスが設立された平成3年当時から、相当長期にわたってクリーンサービスにおられたというふうに思っておりますが、この方はたしか市民部長で退職をされましたが、在職中に一時期、当時の第一清掃事務所長で在職をしていたと、このように記憶しております。

佐藤委員

お二人とも環境部出身ですね。これは天降りではないのでしょうか。再就職したのでしょうか。切れないで環境部出身の方々が再就職しているということですね。

環境部長

私の記憶では、たしか能代さんにつきましては、昨年の6月から再就職されたと聞いておりますし、館石さんにつきましては、その前に、そのたしか何か健康を害されたということで、その前の年に既に会社へは入社していなかったというふうに一応聞いてございます。いずれにいたしましても、これは再就職だというふうに思います。

佐藤委員

財政援助というか、財政を丸抱えしているのですね。いわゆる2億4,000万円の委託料のうちの約2億円、毎年毎年そこへ払って行って、契約は随契で続けていると。そして、また、市の職員が切れないで再就職している。問題はないですか。

環境部長

どういう観点でおっしゃっているのかわかりませんが、そのクリーンサービスの事業そのものは、例えばし尿であれ、ごみであれ、市民からもいろいろな問い合わせだとか、また苦情処理とか、あるいはトラブル処理、こういった問題も伴ってきます。そういった意味では、やはりいろいろの意味で管理業務といったものもありますし、職員に対する指導業務もあるかというふうに思っております。これだけの台数が増えてくれば、ですから、そういった業務は恐らく会社としてはやはり必要だろうというふうに思っております。しかし一方で、私どもといたしましては、この方がいるからどうだこうだということではなくて、また、この再就職についても市として特にあつせんをしたといったこともございません。あくまでも会社と退職された個人の話合いの中で再就職されたというふうに伺っております。

佐藤委員

私は癒着しているのではないかとっているのです。おかしいのです。世間から見ておかしいのではないですか。そんな変なことをしないでほしいのです。

例えば、この間言った指名競争入札でも随契でもできると判例が出ていますから、それは毎年ごと、２年ごとなら大変かもしれないけれども、一区切りつけて10年に１回は指名競争入札しますよとか、こういうことならできるのではないですか。車だって7台あるのだから１台ごとやればいいのです、競争入札を。それを何十年にわたるかわからないけれども、ずっとやっていきますなんて、そんな答え、はい、そうですかなんて聞けないでしょう。おかしいのではないですか。もう一回言ってください。

環境部長

その癒着があったかどうかという問題につきましては、これはそれぞれの見方があるかもしれませんが、業者から私の方に再就職をすることになったということを知ったときには、市民生活を毎日守る、いわゆるごみの収集運搬というのは、日々ある仕事です。そして、市民生活と最も密着した仕事を市の業務代行をするという考え方です。そういった意味で、やはりこれを適切に履行していくという観点、市の指示を受ける、市の指導に従いながらやるということですから、やはりそういう市のOBがやるのが望ましいというふうに私は聞いております。ただ、私はそのことについて、それはあくまでも会社が判断することですから、私としてはその方がその業者に行ったから行かないからといって、何かそこで特別なことをするわけではありませぬので、その癒着がどうかということについては、今、恐らくまずないだろうと思っておりますし、そのことについてはあまり多くの言及はしたいとは思っておりません。

それから、いわゆる随意契約の問題につきましては、これは私ども、先ほど来言っておりますように、過去において個人業者がばらばらで業務をしていたときに、さまざまな苦情がやはり行政に寄せられたわけです。そのことにつきましては、この議会の中でもなぜ個人業者にさせるのだと、あるいは世襲を認めるのかと、業者の資質をもっと高めるべきでないのかと、あるいはもっと弾力性のある状態にすべきではないのかと、あるいは一本化を進めるべきではないのかという、さまざまな議論が出されたというふうに伺っております。そういう声にこたえるために、業者を指導しながら今日まで一本化をし、クリーンサービスを収集運搬委託業務の安定した受皿として、今まで育ててきたといいますが、適正な委託料を払いながら安定化に努力をしてきたと、こういった経過がございますので、委託を個人に戻すべきだという、そういった議論には、私はならないだろうと、このように思っております。

佐藤委員

安定していればいいというものではないでしょう。私は、今、何を言っているかということ、直営があるうちにやらなければだめだということを行っているのです。直営がなくなって、全部委託してしまったら、あと、受皿ないですからね。直営を持っているうちに何かがあったらできる体制のうちにしなければいけないよという話をしているのです。一業者だけ、永遠にもうけさせるだとか、そういう行政の在り方というのは、おかしいのではないですか。そう言っているのです。

経済部に聞きますけれども、平成11年から小樽市の倒産件数、何件ですか。

経済部長

正確な数字を申し上げられなくて申しわけないのですが、おおむね20数件、ないしは30件程度、この数年間推移しているというような状況です。

佐藤委員

毎年二十四、五件です。それで100件以上倒産しています。

環境部に聞きますけれども、ごみの収集業者で倒産したところがありますか。

環境部長

委託業者の中では、倒産した業者はございません。

佐藤委員

それだけ守っていると。皆さんすばらしい家に入っていますよ。御殿です。ごみでもうけて御殿に住もう。そういうところですよ。ちょっとね、考えていかないと困るのではないですか。

色別指定ごみ袋について

事務執行状況説明書93ページ、3、事業系ごみ減量及びリサイクル（2）40リットル袋を11万枚作成。これの単価と色別を教えてください。

（環境）廃棄物対策課長

指定ごみ袋の作成についての単価と色別の内訳についてでありますけれども、作成単価につきましては、1枚9円10銭でございます。それから、色別の内訳であります。緑色が1万5,000枚、それから青色が5万枚、あと残りが黄緑4万5,000枚、合わせて11万枚印刷しております。

佐藤委員

資料要求しました。この指定ごみ袋色別取扱枚数の資料があります。上の方はいいです。下の方を見ていただきたい。A社からK社まで11社あります。12年度はほとんどすべての業者が40リットル袋を使って収集しています。13年度、14年度に関しては、3業者しか収集していない、この理由は何ですか。

（環境）廃棄物対策課長

まず最初に、この指定ごみ袋制度について簡単に説明させていただきますけれども、この指定ごみ袋制度は小さい商店、それから飲食店、店舗併用などの小さな事業所が少ないごみの量の処理について、許可業者に依頼しやすい処理をしていただきたいということで、利便性を考えて考慮して設けられた制度であります。

この制度の中には、商店街の事業所を訪問いたしまして、1軒1軒ごみのお話をして、事業系のごみについてきちんと処理を依頼してくださいでありますとか、あるいは飲食店街に夜に訪問して、事業系ごみの取扱いについて説明するなど、手間暇、時間が相当かかります。そういうことで新規営業展開いたしまして、新規で掘り起こすのはかなり大変な内容の事業と市としても認識しております。

しかし、12年度に交付したきり、13年度、14年度交付していないというお話の理由ですが、確かにそういう実態はありますけれども、ほかの許可業者の中には、複数の業者がきちんとそれに対応しているところでもありますので、何もしていないという状況にはないというふうに考えております。

佐藤委員

何も対応していないわけではなくて、4社がやっているのです。肝心のところはやっていないのです。色が8種類ありますけれども、何のためにこの色をつけたのですか。

（環境）廃棄物対策課長

この制度は12年7月にスタートいたしまして、当初、限定なしの許可業者6社に対しまして、その資料から申し上げますと1から6の黄色まで、これが限定の許可業者にお配りした色の部分です。あと残りの部分は限定付の事業者ほかの5社に対応していただくという考えの中で、黒のごみ袋を印刷しております。そして、進めていく中、限定なしの許可業者の中の一部の業者が、一生懸命されているという状況の中で、ごみ袋の黒の部分の数がかなり少なくなりまして、在庫状況を考慮しながら、その交付申請をする業者と相談して、別な色になりますけれども、その辺の了解を得て、お互いに確認しながら、違うごみの色を交付して、そして指定ごみ袋を排出業者に渡していただいたという経緯であります。

佐藤委員

ですから、A、B、C、D、E、Fの中で1社だけがやっている。限定なしのこの6社のうちの大きいところで

すよ。E社だけがやっている。あと、A、B、C、D、F社がやらなくなったことは問題ないのですかと言っているのです。

（環境）廃棄物対策課長

実際に排出事業者に交付して指定ごみ袋の取扱いをしている状況は、このお手元の資料ではわかりませんが、私どもの調査した中では、複数の業者が指定ごみ袋の取扱いをしております。一般質問の市長答弁の中で、全体で指定ごみ袋、1,300件しておりますという話をさせていただきましたけれども、そのうちの70パーセント以上が限定なしの、いわゆる事業系ごみをどこの場所のごみでも収集できる業者が取り扱っておりますので、特にその辺については問題はないかと考えております。

佐藤委員

その70パーセントというのは、1社だけでしょう、ここで見ていたら。11万ですよ。あとは全部1万、1万、1万、1万、1万ですよ。ましてや、13年度、14年度やっていませんよ。この間、私の質問に対して、ごみは小袋も順調にいらいますと。これからどんどん伸びていきますよと答弁したでしょう。これと違うではないですか、全然。全くごまかしの答弁ではないですか。教えてください。

（環境）工藤副参事

少量のごみを出す事業所につきましては、今、小樽市のそういう指定袋で出された方が便利ですよと。出す側も集める方も便利ですよということになりますと、この指定袋なのですけれども、それぞれごみを集める業者の収集体系とありますが、このうちにごみが多いから月がいくらか、少ないから1週間いくらか、小さい袋でいくらかと、そういうことがありますので、必ずしもこの小樽市の指定袋でなくても、小さい、ごみの量の少ない部分については収集されていると、こういうような現実になっております。

佐藤委員

いいですか、事業所で3分の1しか収集されていないのです。そうすると、このA社から、B社、C社、D社、この限定なしの6社の名前言ってくれませんか。

（環境）廃棄物対策課長

業者名の関係についてですけれども、具体的にA社については 産業という形の話にはなりませんけれども、この6社については限定の許可なしの一般廃棄物の許可業者でございます。

佐藤委員

何で隠すんですかね。言えないのですか。

では、私がいいますよ。A社は大森産業ですよ。B社は小樽衛生化学ですよ。C社は小原興業です。D社がクリーンサービス、E社が興和産業、F社が松本産業。どうです。なぜ、わかるかという、あなた方色別に会社別につくったのでしょうか。そして、どの会社が何ぼやったかというのがわかりづらいために色別につくったのではないですか。赤は大森だよと。紫はクリーンサービスだよと。つくったけれどもやらなかったのでしょうか、大手の方々は、興和産業を抜かして。やらなくていいのですか。

（環境）工藤副参事

ですから、それぞれの会社の収集体制でありますから、必ずしも指定袋でなくても、少量のごみしか出ない事業所におきましては、仮にもしこの袋を使った場合、別立てのトラック、収集車で行かなければならない。混ぜてしまうと埋立料が二重払いになる。そういうような状況もございまして、そのAならAの会社は透明な袋でいいですよと。そして、少量で1週間に一遍寄りますよとかで、こういうことでやっておりますので、少量のごみについても大量に集める会社についても集めているというふうに認識しております。

佐藤委員

何かごまかしばかり言っているけれども、上から六つ聞いて、こっち側の表ありますね。この委託件数表、月別

契約です。これ上から同じですよ。A、B、C、D、E、Fは。大森、小樽衛生化学、小原、クリーンサービス、興和産業、松本、ここから1本線引いたらわかるでしょう。件数がこの上と下とは全然違うでしょう。これはお金になるごみ。こっちはお金にならないごみ。だから、大手はお金になるごみをやっています、一生懸命。100パーセント近く集めています、月別契約ですから。5万円でも10万円でももらえるのですから。ここは手を出しているけれども、ごみ袋20円支払って200円で売るごみは売りたいと。やめたのです。そんなこと業者が言っていますよ、ちゃんと。あなた方が言っていることは全然違いますよ。業者は金にならないからやめた。こっちの個別の月契約のやつだけやりますと。右と左、こうやって合わせてみれば、明白ではないですか。それでいいのですかという話をしているのです。

環境部長

ただいまのいわゆる限定付の業者だけが指定ごみ袋方式をとっているというお話ですけれども、現在調べている中では、指定袋の件数をやっている事業者が1,330ということ、前に報告させていただいております。そのうちの約970件については、いわゆる限定付ではない通常の業者がやっていると。その6業者の中で主に2社については積極的にやっておりますけれども、残りの4業者につきましては、先ほど副参事がお答えいたしましたように、そういういろいろな収集形態の中で指定袋を使わないでも、この少量のごみを事業系のごみとして月契約をして集めていると、こういう実態もあるわけですから、それがすべてイコールになるものではないというふうに考えてございます。

また、この指定袋の問題については、この業者の中でも、いわゆるこの事業系のごみにつきましては、やはり適正処理をします。それから、料金のダンピングはあまり行うべきではないという、そういう暗黙の了解がありますので、例えばある業者がやっているところに違う業者がいて、自分のところにも欲しいとか、ある業者が一生懸命事業開拓しているところに行くと、業者間のあつれきが生まれると、こういったことを避けている業者もあるというふうに聞いております。また、それぞれ持ち場、持ち場といった問題もあるでしょうから、そういったことの中で一生懸命取り組む業者、取り組まない業者といったものも、それは当然出てくるだろう。しかし、市といたしましては、これについては事業系ごみは事業系のごみとしてきちんと分けるべきであるという考え方がありますので、この問題につきましては、今後とも事業者に対して、ある程度のアツれきが起きないような形の中で、この市場開拓をもっともっと進めるべきだと。事業者にちゃんと説明をして事業系のごみとして集めるべきだという指導については、今後とも進めていきたいと思っております。

また、ただいま、この指定袋についてはもうからないと。だから、やらないのだといったご指摘もあろうかと思っておりますけれども、この制度につきましては、平成12年から始まったものです。今まで、この小規模の事業者については一定程度少量だからといって家庭ごみに混入させてきた。そのごみを、市や事業者が1軒1軒回って、有料に切りかえる。そういった中では、当初はなかなか高い料金は取れないだろうというふうに私は思っております。また、この料金は市が設定しているわけではなくて、その収集業者と排出業者の話し合いの中で決まっているわけです。ですから、やはりそのことによって必要な利益が上らないと、あるいは採算がとれないという問題があるとすれば、今後、収集運搬事業者と排出事業者の中で話し合いをしながら、この料金の改善はなされるべきであろうと、このように考えております。

佐藤委員

お互いに競合しないような仕事というのはおかしいではないですか。3分の1しか集めていない。今、社会の中で競合しないことなんてありませんよ、どこにも。だから、さっきの倒産件数を尋ねたでしょう。全然やる気がないのです、業者は。あなた方も、また、指導する気もないのです。ただ、一方の市民からお金をらってごみ集めて、もう一方の市民からただでもって家庭系のごみを出させていいのですか、そんなこと。これで、ごみ行政の公平性が保たれるのですか。あなた方、言っていることおかしいですよ。この個人の佐藤さんからお金もらいましたよと、

200円なら200円、1袋。こっちは家庭系のごみで出したけれども、出したくないから仕方がないでしょうと、あるいは業者が集めないから仕方がないでしょうと、こんなこと言っているのですよ。出した方はどうなるのですか、そうしたら。おかしいことを言わないでくださいよ。どうですか。

環境部長

そのことにつきましては、先ほど言いましたように、平成12年からそういう形の制度の切替えがあったわけです。そして、私どもとしても、例えば廃棄物対策課の事業廃棄物係で、夜の花園町に出かけて、これから事業系ごみというのは有料になると、そういったことで協力をしてほしいということで、飲食店街を1軒1軒回って歩く。あるいは、その家庭ごみ収集のときに、一部でこれは事業系と思われるごみがあるとすれば、今度はそこに行って、また、その業者に対して1軒1軒説得をしながら、この作業を進めているわけです。ですから、私どもとしては、やはり今、佐藤委員がおっしゃるように、一日も早く事業系ごみがきちんと全部有料になるように、そういったことを我々ももちろん進めているわけですが、そういうたいへん困難な状況に伴う仕事である。そういったことで、今しばらく時間がかかりますけれども、市としてこういう問題に今きちんと取り組んでいく、そして、事業者間に不公平が生じないように努力をしていく、こういったことについては、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

佐藤委員

私も、この表で13年度、14年度に、この大手の業者がいくらかでも収集していたら、ああそうですねと納得しますよ。12年度に1万枚やったきりやっていないではないですか。今の話と違うのではないですか。それなら、業者にちゃんとやりなさいと指導すべきではないですか。なぜ、黙っているのですか。なぜ、指導していないのですか。全然話が違う。今、つくろっているだけでしょう。中身が全然違うでしょう。だから、私はクリーンサービスのことを言っているのですよ。ごみ行政の真ん中において、49人も従業員がいて、資本金が5,000万円もあって、小樽市から職員が行っていて、ここが中心になってごみの行政が回っているのです。あなた方、クリーンサービスに一言も言えないでしょう。クリーンサービスがやらなかったら、だれもやらないではないですか。そのところが問題だと言っているのです。どうなのですか。

環境部長

先ほど来、何回も言っておりますけれども、そういうことにつきましては、事業者が集まるたびに、いろいろな会議の場でも、市としてもそれは事業者の協力を得るように一生懸命取り組むように、一応話をしております。しかし、私が先ほど言いましたように、業者間でのいろいろなあつれきを避けるといった、そういったものもありますから、現状がこういう状況で推移をしていること。また一方で、先ほど工藤副参事も言っておりますように、指定袋を使わなくても小さな袋でも、そういった開拓がされているだろうと。しかし、今のご指摘を受けまして、今後とも許可業者に対しては、こういった指導については強めてまいりたいと、このように思います。

佐藤委員

あつれきは避けないでいただきたいのです。あつれき、けっこうではないですか。それでなければ、ごみなんて集まりませんよ。新しく11万枚つくったやつを、今、色別にいただいてみました。3種類しかつくっていない。緑は、小樽衛生化学がやると言うからつくったのです。それから、青、これは興和産業が、ずっとやってきていますから、この青もつくりました。グリーンは限定の人方です。ですから、今、やると言っているのは、興和産業と小樽衛生化学と限定の人方です。あとはやる気ないから、あなた方もつくりたくないわけでしょう。やらせるつもりならつくろって。11万枚もつくっていて、10円もかかっている、やらなくていいと言っているのではありませんか。

環境部長

何度も言っておりますように、あつれきがあって当然だとかというお話もありますけれども、廃棄物の処理については、市民あるいは事業者の協力を得ながら、それを前提に進めていく。市役所がこっちを向いているから、絶

対こうだということと言っても、事業者の理解は実際お金が伴うものというのはなかなか進んでいかないというのが現状ではございます。そういったものに対して、1軒1軒説得をしながら、こういった展開があるわけでございますので、その部分の業者の対応は、また、いろいろな対応の仕方はあるかと思っております。しかし、私どもとしてはせっかくこういった制度をつくって、事業者間の公平を図ろうということでございますので、今後も引き続き、ただいまのご指摘も受けまして、事業者に対して強く指導していきたいと、このように思っております。

佐藤委員

事業者なのですか、それとも、収集をしている事業者なのですか。どちらなのですか。

環境部長

収集事業者に対して強く指導していきたいと。また、排出事業者に対しても協力を強く要請していきたいと、こういったことでございます。

佐藤委員

H社は、黒、黄色、紫、緑、赤、黄緑、茶色と、ちんどん屋みたいなのです。何でこんなふうになるのですか。

（環境）廃棄物対策課長

先ほどもお話しいたしましたけれども、当初は限定の業者につきましては、黒ということで予定しておりました。あと、そのほかに限定なしの業者分の在庫が一部ありましたので、その部分について限定のある業者から交付申請を受けるわけですが、お互いに協議した中で、色が変わりますけれども、これでよろしいですかということを確認した中、交付しておりますので、特に問題はないかというふうに考えております。

佐藤委員

これ、限定業者ですよ。在庫整理させられたのです。条件は限定を外すという条件ですから。けれども、あなた方は限定を外さなかったのです。嫌な思いをしたらしいですよ。今度赤かい。今度紫かい。あれ、これはあそこの会社でなかったのかいと言われながら、全部はき出して一生懸命やったらしいですよ。そうしたら、限定解除してもらえるのだと。1年間かけてやったけれども、何もなかったと。自分のところの色は黒ですよ。そういうことを環境行政がやっているのです。問題ありませんなんて、どういう話ですか。問題だけではないですか。

環境部長

今のお話ですが、限定を外すということについては、私は聞いておりません。どなたが言ったのかわかりません。ごみ行政そのものを、いわゆる許可業者の先ほどからも言っておりますけれども、適正に処理をしていく、あるいはその安定を図っていくという趣旨から言いましても、この限定業者というのは、行政の補完としての役割の中での限定ですから、それを限定を外すということについては、私としては承知はしておりません。ただ、こういった形の話があったかわかりませんが、行政としては、これまでも一貫して、限定のない業者については、この6業者ということが、これからも、古くから続いておりますし、また、現在の事業系廃棄物の量自体が、今非常に少なくなっているという状況の中で、さらに新たな許可業者を増やすということには、総合的な判断からならないものと考えておりますので、今のようなお話がどこから出たのかということについては、非常に私としても疑問でございます。

佐藤委員

この規制緩和の世の中です。小樽だけです、この限定というのは。だから、こんなことが起きるのではないですか。公平に扱うべきではないですか。大きいところも小さいところも。大きいところには天下りさせておいて、一言も言えない。小さいところはこれやれ、あれやれ、残ったものを押しつける。これが本当の市民のためのごみ行政なのですか。ごみの安定化が大事だと。確かに大事です。だけど、市民を泣かせるような行政をしてどうするのですか。こんなことは許されることではないです。そういう変なものを外しなさい。もう少し競争原理を入れなさい。入れて競争する中にサービスというのは向上するのです。だから、今なんてサービスなんて何もありませんよ。

新規はどうなんだ。新規も入れません。何に基づいて言っているかわからない。これも後から、次の機会に質問しますけれども、こういう変なものが、安達部長のときに始まったわけではないのだから、部長のときに変えればいいのだ。もう、ずっとこのごみ行政というのは、古くからこんなことばかりやっているのだ。親分子分の世界だから。ちょっと口出したら、あちこちから電話入ってやめれと来るのでしょうか。どこかのやくざよりひどい。そういう世界の中にいるのだから、あなたが正常にしないでどうするのですか。どうですか。

環境部長

いくつかの誤解があるのかなというふうに思っておりますけれども、今回、限定の業者を設けたということについては、私どもとしてこの事業系の少量のごみを出す業者について、事業者間の公平を図るという意味合いで、それらの業者にきちんと有料でごみを集めたいと。そのためには相当の件数があるわけですから、それらの業者の開拓を限定して、広く市民の皆様方のサービスを向上させるために、この限定許可というものをやったわけです。ですから、その限定を許可したから、だから市民サービスが落ちるとか、事業者サービスが落ちることについては、私はそうは思っておりません。こういった廃棄物処理事業を推進する上で、その状況に応じて、その業界の在り方だとか、許認可の在り方というものは業者の理解を得ながら、進めていく必要があるかと思っております。

それから、今言いました自由競争の問題だとか、そういった新規といった問題についても、これは平成4年8月の当時の厚生省の水道環境部の環境整備課長通知なものですから、一般廃棄物というのは産業廃棄物処理業とは違うということで、これは制度の運用に応じて、一般廃棄物処理業者の事業の安定及び育成へも配慮するとして、一般廃棄物の適正処理のために、許可業者の事業の安定及び育成にじゅうぶん配慮すると、こういったことを強く許認可権者である市町村長にも求められていると。

また、先ほどから言っておりますように、委託業者あるいは許可業者につきましては、経済性の確保の観点よりも業務の遂行の適正化といったものを重視していることがあると、こういったことで一つの制度としてそういうものが成り立っているということだと思っておりますので、これらは自由競争を前提としている制度ではないと。むしろ前提としない現行制度。ごみ処理をいかに適正に処理するかということを前提にしているわけですから、私どもとしてもそういった方針にのっとりながら、今後のごみの排出量や事業の推移を見ながら、この許認可制度については、いろいろ判断をしていくということになるかと思えます。

しかしながら、現時点で従前から説明しておりますように、事業系廃棄物が約半分以上減っているという現状の中で、新たな業者を、また新規参入すると、こういったことは、今考えることはできない、総合的にも判断できないと、こういう状況にありますことをご理解願います。しかし、今後の状況の変化だとか、あるいは廃棄物が今度はいっと違うような細分化をされたり、そういったことの中でそれらに対応していくために、また必要であれば、そういった検討もなされるだろうと、このようにも考えております。

佐藤委員

もういい時間になってますから、やめますけれども、この個別のごみなんかは小樽市は高いですね。競争がないから取り放題です。本当に、市民に迷惑がかかっているのです。競争原理が働いたら、どれだけ下がっていくかわかりませんよ。本当に高いのです。それを放置しているのです。

また、今の法律の問題も曲解ですよ。そんな話ではないですよ。どうでも法律なんて変えれます。どうでも自由のできるのが法律ですから。私も法律を見ているんですけど、そんな話ではないです。

最後に、市長に、今指摘した話を聞いて、どうですか。もう少しごみのことを、全部市長の名前で許認可がおりている。小樽市長の名前で。だから、市長の方も全責任を持って、一々全部報告を聞きながらやっているかどうか。また、今後どのように考えているかをお知らせしたいと思います。

市長

今の市長名でという話ですけども、行政の大半が全部市長名ですから、かといってそれを全部私のところに来

て判を押しているわけではなくて、専決という事項がありますから、権限を全部各部長、あるいはまた課長、そういうところに委譲していますから、全部書類見ているわけではございませんので、その点はじゅうぶんご承知と申しますけれども、そうした中で、重要な問題については当然上がってきます。

それで、今、議論を聞いていましたけれども、一つは環境部で、今、一生懸命言っていますのは、昭和54年の札幌高裁の判決がありまして、この中で一般廃棄物の収集業務の公共性にかんがみて、経済性の確保の要請よりも業務の遂行の適正化を重視していると。これが一つの大きな一番の問題点であろうと。したがって、これは競争入札に適さない業務であろうと、そういう大きな原則の中で、今動いているだろうと思います。

しかし、その中で、今いろいろご指摘がありましたけれども、いろいろな課題も確かにあるだろうと。今、環境部で言っているのは、これから路線収集の委託化を進めなければならないと。そういうときに、その受皿をどう構築していくかという。今、クリーンサービスがやっていますけれども、クリーンサービス以外でそういう受皿をさらに広げていくという中で、公平性といいますか、そういったものも保たれるだろうし、ただ、原則は原則でありますから、そういう中でごみ行政を進めていくというふうなことで、これから取り組んでいかなければならないと思っています。

ごみ行政を取り巻く問題はいろいろ課題がたくさんありますので、なかなか簡単ではない。そしてまた、過去にいろいろ訴訟になっているといいますか、こういう案件でもあるわけですから、それだけ難しいのかなという感じはしていますけれども、いずれにしても、そういった疑惑といいますか、疑念を持たれるような行政の執行では困りますから、その点はしっかり我々としても対応について透明性をはっきりさせながら見ていきたい。こんなふうと思っています。

委員長

公明党の質疑を終結し、れいめいの会に移します。

大橋委員

中央通の路盤材について

土木部にお尋ねしますが、中央通の拡幅のときに手宮線の踏切のところの形状を直したのですが、そのときに手宮線に使っていた路盤材が出たということを聞いております。それは、どのようなものでしたでしょうか。

（建都）市街地活性化対策室長

北海道で中央通を整備したのですが、この手宮線から海側の方に路盤材として石材が敷かれていたのです。正式名はちょっとわからないのですが、通称ピッコロ石というような言い方をされていて、だいたい10センチ角の正立方体の石だと思えます。

大橋委員

それで、その石をそのまま埋めたのではなくて、そこから外したというふうに聞いていますけれども、それを外して現在どういうふうにしていますでしょうか。

（建都）市街地活性化対策室長

北海道の方で拡幅をする上で、その路盤材が新しい道路路面としては使えないということで、小樽市の方で譲り受けた形になっております。それで、その中で約200平方メートルくらいあるのですが、その一部約16平方メートルを区画整理区域内、手宮線の横にある公園の植樹帯の周りに敷設しております。そして、そのほか、残りの分につきましては、今後何らかの形で活用していただければと思ひまして、市の管理する用地に現在保管をしております。

大橋委員

現在、市の管理する用地、平磯公園に置いてあるというふうに聞いていますけれども、それはどんな保管状況で

置いてあるのですか。

（建都）市街地活性化対策室長

平磯公園の用地に管理をしているところですが、石が一つ一つばらばらという形ではなくて、石の下にコンクリートが付着した状態で、だいたい1メートル角のものだとか、それから2メートル角、そういった大きさのものになっていまして、その用地に野積みをしているような形、シートをかけて保管をしているような状態です。

大橋委員

この質問をしている理由は、手宮線の再活用にそういう形でずっとかかわってきた多くの市民の気持ちという部分で質問しているのですけれども、一つの手宮線の歴史の遺産というものだと思うのです。それで、なかなか利用方法というのが、そんな石とコンクリートの固まりですから、すぐにはないと思うのですけれども、逆に言いますと、せっかく今保管していても、すぐそういうふうにご利用方法がない場合に、いつか歴史に埋もれてだれも気がつかないうちに、ごみとして捨てられるのではないかと、そういうようなことが言われているものですから、それで公の場で聞いた方がいいだろうと、そういうことで、現在、質問したなのです。市として、これ5年のスパンなのか50年のスパンなのかわかりませんが、腐るものではないので、一つの歴史遺産として保管を続けていて、いつの日か利用する、そういうような姿勢を表明していただければいいのですけれども、どうでしょうか。

（建都）市街地活性化対策室長

当時からも保管するときには、何らかの形で活用したいということで考えておりましたので、だれか適当な方がおられて、公的な施設なんかでも、そういったものを利用していただけるのであれば、今すぐにでも利用していただきたいなと思っておりますし、今後いつそういう状態になるかもわかりませんが、これがもう忘れ去られることのないような形をとっていきたいと思っております。

大橋委員

それは、そういうことで代々伝えていっていただきたいと思います。

潮見台シャンツェ・望洋シャンツェについて

次に質問を変えます。社会体育の方ですが、潮見台シャンツェ、それから望洋シャンツェについて、この項の事務執行状況説明書に使用人数が書いていますけれども、利用状況について教えてください。

（社教）社会体育課長

まず、潮見台シャンツェの方でございますけれども、潮見台シャンツェにつきましては、2月に第31回北海道新聞杯の全道ジャンプ大会が行われたのをはじめまして、3月22日には第1回うしおライオンズ杯全国少年ジャンプ大会、それから3月23日には第27回NHK杯全道少年ジャンプ大会が行われてございます。そのほかに、スキー少年団の練習が何人が行っておりまして、合わせまして1,042人の利用となっております。

その次に、望洋シャンツェの方でございますが、まず、今年の1月13日から17日にかけては、第55回南・北北海道の高等学校スキー競技選手権が開かれてございます。それから、1月18日から22日までは、第58回北海道スキー選手権、これはノルディック種目でございますが、ここを使っております。それから、1月26日にはスノーワンダーランドということでジャンプ台周辺を利用いたしまして、かんじきドッチボール大会とか、いろいろな催し物をやっております。それから、昨年10月につきましては、望洋ジャンプカーニバルということで、グラウンドといいますか、ちょうどジャンプ台の敷地といいますか、そこを利用いたしまして、綱引き大会とか、そういった催し物をやっております。そのほかに、9月にはオータムフェスタということで、YOSAKOIのイベントということでその会場としても使っております。以上締めまして、1万22人の利用があったということになります。

大橋委員

この利用人員の把握の仕方もよくわからないのですけれども、潮見台シャンツェの1,042名というのは、練習し

た延べ回数、それから参加した選手の人数、それとそれに観客も含めてなのですか。

（社教）社会体育課長

潮見台シャンツェにつきましては、各大会のいわゆる飛んだ方という形で押さえてございますし、望洋の方につきましては、当然大会の中で選手の方と監督、それから審判員、それから観客も含めまして1万22人という形になってございます。

大橋委員

その関連で聞くのですけれども、このスノーワンダーランド、ジャンプカーニバル、オータムフェスタは観客も含めているのですか。

（社教）社会体育課長

スノーワンダーランドも、それからジャンプカーニバルもオータムフェスタも、観客を入れてということでございます。

大橋委員

事務執行状況説明書の154ページに社会体育施設整備状況と、それから利用状況が記載されています。決算説明書の55ページには、各施設の利用料金が書いてあります。その中に、いわゆる潮見台シャンツェと望洋シャンツェの利用料金が入っていないのですが、これはどういうことなのでしょうか。

（社教）社会体育課長

潮見台シャンツェ、望洋シャンツェにつきましては、いわゆるジャンプ台ということで押さえてございますので、そのジャンプというのが特殊な競技であるということもございまして。それから、また、一般開放できないという施設であることを勘案いたしまして、使用料は取っていないということでございます。

大橋委員

公園使用料について

それでは、公園課にお聞きしますけれども、事務執行状況説明書におきましては、公園占有許可が103ページにあります。それで、決算書の使用料の方は10件で28万6,716円しかないのです。だから、103ページの人に公園使っていていいよと許可しておいて、両方を使ったのは10件という形なので、どうしてそこに差があるのかと、それからこういう使用料を取っているのは、どういうケースなのか、それについて教えてください。

（土木）公園課長

14年度の公園占有件数といたしまして、全部で3件ございますけれども、そのうち、決算書の中で、一般として10件が一応料金を取っている形であります。それで、一般の方の10件のことについてですけれども、内訳としましては、例えば公園の近くで何か工事をやるときに、その公園の空き地を利用といいますか、一部資材だとか、あるいはその仮設の工事用の事務所を建てたり、そういう許可件数として、それらを合わせて5件、値段にして料金が25万3,391円がございまして。そのほか、残りの5件といたしましては、例えばどこかの公園の広場の一角をイベントだとか、そういうようなものに利用するときに、仮設のテントだとか、そういうものを建てます。そういうテントの面積に応じていくらと。それらのイベント等を合わせまして5件、その金額が3万3,325円、合わせまして10件、28万6,716円となっております。

大橋委員

イベントの使用のところで5件で、3万3,325円残っています。これ、いろいろな形でボーイスカウトが事業でやりますときに、食べるもののテントをつくったりとか、いろんな形でやっているのですけれども、イベントで公園を使っているわけですね。それで、さっきの望洋シャンツェの方はスノーワンダーランドだとか、オータムフェスティバルだとか、ジャンプカーニバルだとか、これらもテントを張って飲食物を提供して、同じ形態でけっこう使っているのです。要するに、シャンツェとして使っているのではなくて、広場として使っているわけです。

だから、それが社会体育の方は、ジャンプ台の利用については、ジャンプは特殊な競技だから使用料を取りませんという形で、その広場でやるイベント料金を取っていない。しかし、公園の方は以前から料金を取っている。そこに、金額的にはどうってことはないのですが、同じ小樽で行事をやっていて矛盾が生じていると思うのです。今日は公園課の方を責める予定ではないので、社会体育の方として。後からけっきょく、最初に望洋シャンツェをつくったときの目的外で非常に盛んになっているわけですが、利用料金をどうするか、そういうことについての検討については議論はなされなかったのでしょうか。

（社教）社会体育課長

社会体育施設につきましての使用料ということは、その社会体育施設を使ったときにということで使用料を設定してございます。それで、確かに望洋台の敷地内におきましては、いろいろなイベントが行われてございます。それは実は我々としては全く設定をしてはおりませんでしたので、料金の徴収は考えてございませんでした。ただ、これから営利を目的とするというようなことでありますと、また、これは取らなければいけないということはあると思いますが、現在までのところそのイベントにつきましては、非営利的な、いわゆる公共的といいますか、そういうようなことで使われておりますので、今のところ利用料を取るとことは考えてはございません。

大橋委員

せっかくの市民のイベントですから、しかも膨大な面積を使いますし、すごいテントの数も出ますから、そこに使用料を取るべきだというふうに論議を進めるつもりはないのですけれども、ただ、逆にそうなりますと、公園での5件、あっちの方が規模が小さいのです。それで同じように市民のイベントで営利を目的にしていなと。そこに矛盾がありますので、そこを今日は指摘するだけにしておきます。

望洋シャンツェでジャンプ大会を開催しましたら、費用はいくらかかりますか。

（社教）社会体育課長

昨年の第58回北海道スキー選手権、これはノルディック種目でございますので、ジャンプ台及びそれからクロスカントリー、これははまなす公園の両会場で行ってございます。それを合わせまして、ここでスキー選手権を行うときに施設の整備ということで約490万円ほど昨年はかかってございます。

大橋委員

それから、年間の施設の維持費、これはどうなのでしょう。

（社教）社会体育課長

望洋台の方につきましては、電気保安の保守業務とか、リフトの取付け、取り外しの業務等がございませう。そういったことを全部合わせますと、約180万円ほどの金額となっております。

大橋委員

今シーズンの大会の開催予定はありますか。

（社教）社会体育課長

来年の1月でございますけれども、引き続き、第59回の北海道スキー選手権、やはりノルディックでございますが、これが来る予定になってございます。

大橋委員

本当は、もっとコンスタントにたくさん使ってほしいというのが目的なのですが、なかなか大会、逼迫して、ないというか、使うことに苦慮している部分もありますし、また490万円もかかるとなると、たくさん持ってきた方がいいのかなという問題もあるのですけれども、ジャンプ台がお荷物になるのではないかという、あれだけの費用をかけて、けっきょくはそれだけのことになっていないのではないかという感覚を持っている市民がいます。だからこそ、イベントとかそういうことであそこの広場を使わせるのかなという気もするのですけれども、今後のそういう望洋シャンツェについて、どういうふうにしていきたい、それからどんなふうに使っていくか、どうい

ふうと考えていくかという部分についての、教育委員会の今後の対応を聞いて終わりにします。

（社教）社会体育課長

確かに国体が開催されるときに望洋シャンツェができてございます。それから、いろいろな大会を誘致していきたいということは当然でございます、これまでも先ほど申し上げました北海道スキー選手権、それから高体連の大会等も開かれてございます。私どもといたしましては、当然ジャンプも含めまして、クロスカントリー、それからアルペン、こういった種目も大いに誘致していきたいと、そういう考え方を持っております。

委員長

れいめいの会の質疑を終結し、市民クラブへ移ります。

大島委員

観光物産プラザ管理運営費について

決算説明書の156ページ、観光物産プラザ管理運営費について何点かお尋ねいたします。

15年度の契約はどういうふうになってますか。いつ契約されたのですか。それについてまずお聞きます。

（経済）商業労政課長

観光物産プラザの管理委託契約につきましては、14年4月1日付けで契約をしております。相手先は観光協会ということになっています。

大島委員

清掃業務委託について、14年度に清掃業者と契約を更新していたわけですね。前年の13年度と比べて、どこがどういうふうに違うのか。契約内容についてまずお聞かせください。

（経済）商業労政課長

清掃委託料の関係なのですけれども、13年度につきましては、定期清掃ということで20回ほど行っておりました。それで、日常清掃、これについては最終的に14か月分を見ておりました。それで、14年度との違いは、平成14年度につきましては、この定期清掃の部分について12回というふうに変更になって、金額的にも変わっているという状況になっております。

大島委員

13年度の契約は契約書ということでございます。平成14年度は、変更契約書ということになっておりますけれども、これはどういうふうに違うのですか。

（経済）商業労政課長

昨年の決算特別委員会において、大島委員よりいろいろご指摘を受けまして、その際、清掃業務の実態だとか、清掃範囲並びに業務状況報告だとか、そういったものについて履行されていなかった点がありまして、それにつきまして、平成14年10月25日に、変更委託契約を行いました。その中で、そういった関係で一部変更契約書という形で名称が変わっております。そこで、平成13年度につきましては、当初の契約については、そのままの名称になっているところでございます。

大島委員

契約の期間があると思います。単年度ではなかったように記憶しております。変更契約では、この契約期間というものは、いつからいつまでになっているのですか。

（経済）商業労政課長

変更の契約につきましては、平成15年4月1日に契約した内容を一部変更するということで、変更の終わりの期間というのは、平成15年3月31日ということで、期間自体は変わっておりません。

大島委員

ちょっと質問の仕方が悪かったのかな。単年度でないということですよ。単年度なのですか。

（経済）商業労政課長

そういった契約は、単年度契約で行っております。

大島委員

この変更契約の中で、平成13年度と14年度の清掃委託料はそれぞれいくらになりますか。

（経済）商業労政課長

平成14年度につきましては合計405万3,000円、それと平成13年度につきましては459万9,000円となっております。

大島委員

そうしますと、平成13年度と14年度の決算を比べてみますと、この清掃委託料については約54万6,000円の差が出てきます。これは、前段で説明がありましたように、一部清掃の面積に変化があったのだと、そういうことでございますけれども、その面積というのは、13年度と比べてどのように変わったのですか。変わった面積、もしわかっているならば教えてください。

（経済）商業労政課長

この面積自体は、13年度と14年度の当初においては変更はございません。

大島委員

変更になったのではないのですか。例えば、プラザの中に喫茶店がございます。それも当初は清掃の面積に入っていた。もう一か所もございました。それらはどうなったのですか。それらは変わっていないくて、ただこの金額だけが減額されたということですか。

（経済）商業労政課長

先ほどお答えいたしましたことは、平成13年度と平成14年度の清掃委託料の54万6,000円の減につきましては、定期清掃の回数が20回から12回に変更になって、それに伴う清掃委託料の減ということで、面積が変更になったために、昨年10月25日に一部変更契約を結んだ際に、そういった料金的な変更は行っておりません。

大島委員

そうすると、この約54万6,000円、これはその面積は変わっていないけれども、回数を減らしたと、そういうことなのですか。そうしますと、例えば喫茶店のコーナー、これも含まれるのですか。

（経済）商業労政課長

平成13年度と平成14年度の当初の段階では、同じ面積です。それで、平成14年度につきましては、昨年の決算特別委員会で、いろいろ大島委員の方からご指摘を得て、そういった部分は保健所のそういった保健衛生上の問題もあって、そちらの方に清掃の人が入るといって自体が問題があるということで、面積については10月に変更を行ったときには、この部分は削除した形で契約を行っております。

大島委員

削除されているのですね、平成14年度は。

（経済）商業労政課長

昨年の10月25日に面積は変更しております。

大島委員

契約書の13年度の契約と14年度の契約で、内容の変わったところはありますか。

（経済）商業労政課長

当初は、変更なかったのですけれども、変更契約書の中で清掃の業務仕様書ということで、基本方針として3点ほど変更しております。その内容につきましては、当該清掃業務を円滑かつ適正に行うため監督者を1人、1項目と、さらには監督者は社団法人小樽観光協会とする。それと受託者は、清掃業務等の状況について報告書を、毎日

作成の上、監督者に提出し、監督者の確認及び必要な指示を受けるものとする。この3点を変更契約で新たに変更したところでございます。

大島委員

では、新たに監督者を、社団法人小樽観光協会に委託しました。この委託料というのは、いくらなのですか。

（経済）商業労政課長

その清掃の委託の変更契約を受けて、観光協会とも一部変更契約を行っております。それで、清掃業務の委託契約を変更し、また、新たにそういった形で監督者を観光協会に委託はいたしましたけれども、委託料につきましては変更はしておりません。その理由といたしましては、観光物産プラザ管理運営については、観光協会に委託というより、その中で観光物産プラザの管理に関する事項として、委託契約の中で、適宜施設内を巡回し、整理整頓を行うこと、常に良好な環境を保持するよう努めることとあり、清掃状況の管理についても、この条項の中に含まれているものと、委託者である小樽市と受託者である観光協会とも双方で理解をして、今回のこの清掃等の契約変更等に当たっても、清掃業務について監督する監督者を新たに置くことを、ただ単に明文化することによって、そのことによって委託料の増額というか、変更はしないということを双方で同意したという形になっております。

大島委員

課長は、今年来たばかりで、去年のいきさつはご承知ないかもしれません。こういった清掃委託をするような業者が、本来ならば毎日作業日報を出さなければならないものを提出をしていなかったと。今、あそこに市の職員は出向いていますか

（経済）商業労政課長

現在は、出向いておりません。

大島委員

市の職員が出向いていたときには、出していたやに昨年聞いております。しかし、市の職員があそこに出向しなくなっただけからは、毎日の業務はどのようにされているのか。また、その作業報告書も上がってこない。ただ、作業した方はどこに持っていくのか、これも契約の中では定かでなかったかやに昨年は聞いておりました。しかし、それではまずいということで、このように変更契約の中で監督者を観光振興公社に委託をしたのだと、そのように思っております。その後、作業日報等々について確実に履行されているのですか。

（経済）商業労政課長

作業日報等については、当初そういったご指摘を受けた段階で、商業労政課の職員が一応11月の初めぐらいまで現場を確認しながら、そういった作業報告書を提出していただいております。現在においても、日報は必ず観光協会の方に提出され、1か月まとまった分については、私どもの方に報告書として提出されております。

大島委員

そのように、確実に契約どおりの作業がなされるように、監督を委託しております観光協会の方にぜひ委託の内容に沿った監督を続けていただきたい、そのように思っております。

観光協会の責任者について

そして、また、今度総務も関連しますが、観光協会の事務所の責任者はどなたがやっていますか。

（経済）観光振興室長

社団法人の観光協会の最高責任者ということになりますと、観光協会の会長と思います。

大島委員

運河プラザの中に観光協会がございます。ここに行きますと、その責任者ということで常務理事があり、昨年もお会いしているいろいろお話を聞きましたが、そうしますと、先ほど市民クラブも資料要求しておりましたが、市のOB、その方が現在もおります。これについては、間違いございませんか。

（経済）観光振興室長

観光協会の常務理事という形で、市のOBの方がいらっしゃいます。

大島委員

そうですね。港湾部長だった方がここにあります。今年で何年目になりますか。

（総務）職員課長

平成10年4月からですから、平成15年4月で5年になって、5年を過ぎている状態であります。

大島委員

過ぎているということは、どういうことなのかな、まだ、先があって。たしか山田市長が総務部長のときに、市の退職者が再就職するときには、おおむね5年という覚書を交わしていると、そのように私は記憶しているのですが、今の説明では、今もいるということですが、常務理事という肩書きなのですね、名刺をいただきますと。そうすると、1期が何年になるかわかりませんが、引き続き勤務を続けるのかなと。ちょっと私も今資料を見直して心配していたのです。そうすると、せっかくおおむね5年だよと。これは、私も昨年の決算委員会のときにも言っております。特殊な職場で職員の知識が少ないところには、それはもう就職せざるをえないだろう。しかし、一般の方々でじゅうぶん対応できるところは、ぜひそちらの方で対応していただきたいと、そのように思っております。せっかく覚書を交わしても、このようであれば、絵にかいたもちになるのです。だから、側聞するところによると、今、私のところに、あと2年間だよと聞いている部分があるのですが、その点についてはどうなのですか。それで、続けてちょっと、残った理由というのは何かあるのですか。

助役

観光協会の常務理事につきましては、今、お話のように3月で5年という形で、そういう覚書という話もさせてもらっています。そういう中で、本人も、今年、ちょうど改選期ということもございまして、役員会の前に退任を申し出たわけですが、役員会の中で、後任がないということ。それから今お話あったように、この冬から私どもも民間の方に適任者を見つけていただきたいということで、観光協会の会長にもお話し申し上げたのですが、その中で民間からの適任者を探したのですが、なかなか見当たらないということで、役員会として適任者が見つかるまでといたしますが、そういう形の中で再任されたというふうに伺っています。

大島委員

そうしますと、適当な方が見つかるまでと、それが年度の途中になるかもわからないという対処の仕方ですね。

今、資料をいただきましたら、やはり5年という覚書を超えずにぶん長い間勤めている方もいますよ。例えば、平成3年に収入役でおられました方が、平成3年ですから、もう10何年になりますね、西尾さん。このように後任がない、適任者がいないということを利用して、今までもぶん長い間、若干の方々、それもここ一、二年でぶん解消されました。喜ばしいことだと。また、先ほども共産党の新谷委員の質問ですが、水族館も変わったのだと、それは私もぶん承知しています。このように民間でもぶんいろいろなことがございます。このように長居をされて、明日は我が身だと、私は思っていたのです。そういうことで、この5年というのは、やはりこれから退職される方も、あるいはまた、今現在勤めている方も、ぜひ守っていただきたいと、そのように思いますが、いかがですか。

助役

先ほどもこの資料についてお話ししましたが、あくまでも再就職先ということで、これを提出させていただきましたので、今お話の元収入役についても、これはあくまでもエコサービスとの企業と個人の関係で、私どもの財政支援団体では全くないわけですし、そういう中では、先ほどからお話ししたように、補助とか、そういう人の関係はないということです。

シルバー人材センターで申し上げますと、本人はもう相当前から辞退をしているのですが、これは後任が

いない。全くこれは無報酬でやっている。逆にシルバーの方からお願いしてやっていますので、本人は何年も前からやめたいのですけれども、後任がないのが一つあります。ですから、この上からありますように、倉庫事業協同組合に行っている方についても、それはあくまでも倉庫事業協同組合との関係であるということ。好樹園との関係もそのような形です。それから、下の方にある協誠建設の社長も、これもあくまでも企業との関係で、全く市の財政支援団体でもありませんので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

大島委員

今の助役の答弁なのですが、私も全く混同しておりません。その点だけご理解ください。終わります。

委員長

それでは、以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後４時25分

再開 午後４時50分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

共産党、新谷委員。

新谷委員

日本共産党を代表して討論します。

議案第11号、第19号、第20号は認定、その他の議案は消費税の転嫁などの理由で不認定とします。以下、簡単にその理由を述べます。

議案第6号は、平成14年度予算について、介護保険料、利用料とも第3段階まで市民税非課税世帯対象にした減免制度、乳幼児医療費助成費市単独分、また、商工費や暮らしの駆け込み緊急資金、通学バス代通年助成などに提案をいたしました。財源は石狩湾新港管理組合負担金、中央通土地区画整理事業など、不要不急な公共事業をやめること、土地開発公社塩漬けの土地の売却、マリンウェーブ小樽などの有価証券売却などをして財源に充て、予算に充てるように提案しました。市は、財政難を理由に、これからさまざま市民に負担をかぶせようとしています。市民に責任はありません。国にも交付税増額の要求などしつつ、石狩湾新港への税金投入凍結などを求めて、討論いたします。詳しくは本会議で述べます。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案第6号ないし第10号、第12号ないし第18号、第21号ないし第24号について一括採決いたします。

原案どおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決をいたします。

原案どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

当委員会におきまして付託されました案件はもとより、行政各般にわたりまして熱心なご審議を賜り、委員会としての役目を全うすることができました。これもひとえに副委員長はじめ委員各位と市長をはじめ理事者の皆様のご協力によるものと深く感謝いたしております。意をじゅうぶん尽くせませんが、閉会に当たっての委員長としてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。